

2025年度版



桑折町 くらしの便利帳

Koori Town Guide Book

桑折町ガイド

町の魅力を再発見

行政ガイド

手続き・福祉など

生活ガイド

リフォームの基礎知識

桑折町ガイド 4

防災・救急 16

届出・証明 18

税金 22

保険・年金 24

福祉・健康 27

子育て・教育 33

生活・環境 38

相談・町内会 43

議会・選挙 44

生活ガイド 45

 桑折町役場

〒969-1692

福島県伊達郡桑折町

大字谷地字道下22番地7

TEL 024-582-2111

FAX 024-582-2479



桑折町
公式HPは
こちらから



社会福祉
法人

あなたに寄り添う社協です

桑折町社会福祉協議会

〒969-1643 伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地(保健福祉センターやすらぎ園内)

事務局・日赤分庫・共同募金 TEL (024)582-1155 FAX (024)581-0256

URL: <https://www.koori-shakyo.or.jp> E-mail: chiiki@koori-shakyo.or.jp

- 桑折町民生委員協議会事務局 TEL (024)582-1155
- 桑折町地域包括支援センター TEL (024)582-1188
- やすらぎ園デイサービスセンター TEL (024)582-1177

- 桑折町ボランティアセンター TEL (024)581-0255
- 指定居宅介護支援事業所 TEL (024)581-0260
- やすらぎデイもも TEL (024)563-1851
- FAX (024)563-1852

〒969-1651 伊達郡桑折町大字万正寺字大権16番地の1

□大かや園デイサービスセンター TEL (024)582-1250 FAX (024)573-1260



施設内レストランPizzaSta



ピザ作り体験

農業振興活動拠点 Legarekoori 福島県伊達郡桑折町大字下郡字下郡前5-2 ☎024-572-3217

会員
募集中



原則60歳以上の健康で働く意欲のある方を募集しています。

公益社団法人

桑折町シルバー人材センター

伊達郡桑折町字西段10

TEL (024)582-3194 FAX (024)582-3324

HPアドレス <https://webc.sjc.ne.jp/kori/>



私たちは、患者さん中心の医療を行います



公立藤田総合病院

〒969-1793 福島県伊達郡国見町大字塚野目字三本木14番地

TEL: 024-585-2121 (代) FAX: 024-585-5892

URL: <http://www.fujita-hp.jp/>

発行にあたって

たか はし のぶ ひろ
桑折町長 高橋宣博



町民の皆さまには、日ごろより町政全般にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本町は、令和7年1月1日をもって町制施行70周年を迎えました。これまで町民の皆さんと心ひとつに幾多の困難を乗り越え、着実にまちづくりを進めてきた結果、今日では、住み心地の良さや住み続けたい町として高い評価を得るところに至りました。今後も、ますます力強く歩みを進め、「桑折ならではの」まちづくりを推し進めていきます。

さて、この度、町民の皆さまの日々の暮らしや生活に役立つ情報を1冊にまとめた「桑折町くらしの便利帳」2025年版（町制施行70周年記念版）を、株式会社サイネックスとの官民協働事業により作成いたしました。

本紙は、町の行政・防災情報など、本町での暮らしや生活に関するさまざまな分野の情報を掲載しており、新たに転入される皆さまをはじめ、本町で生活されている皆さまにとっても役立つ内容が記載されています。ご家庭に置いていただき、日々の暮らしに役立てていただければ幸いです。

結びに、本紙の発行にあたり、ご賛同いただきました地元事業者の皆さまに、深く感謝申し上げます。

町章



ロゴマーク

濃い桃色が「町民の皆さんのあたたかさ」、薄い桃色が「桑折町の桃」、緑色が「半田山」をはじめとする豊かな自然、黄色が「桃の果肉」や「旧伊達郡役所」「ホタルの光」を表しています。



献上桃の郷。
桑折町
こおりまち



KOORI

模様をよく見ると、KOORI(こおり)の文字が隠れています。

桑折町くらしの便利帳 INDEX

Koori Town Guide Book INDEX

広 告

家電製品販売 住宅設備機器
電気工事 リフォーム

節約のことなら

当店に「お家」

まるごとおまかせください!



株式会社ライフテック・ワン
LIFETEC・ONE

伊達郡桑折町大字下郡字柿ノ口 9-5

TEL.024-582-6411

大型から小型・軽まで車検・
定期点検・钣金・塗装・販売

・JAふくしま未来代理店



株式会社 **カンノ自工**

代表取締役 菅 野 直 也

桑折町大字成田字元宿 12-3

TEL 582-3412 FAX 582-2367

1 発行にあたって

2 INDEX



桑折町ガイド



4 桑折町の概要

6 「献上桃の郷」桑折町

8 桑折町の見どころ

10 桑折町の特産品

12 役場各課の連絡先一覧

13 行政ガイドINDEX



広 告

取り扱いの難しい廃棄物も福興産業なら、まとめてご相談いただけます。



Clean futures start here クリーンな未来はここから

福興産業株式会社

■廃棄物収集運搬・処理

【本社】福島県伊達郡桑折町字田植 12-1

TEL 024-582-6671

FAX 024-582-6571



行政ガイド

14 防災・救急

18 届出・証明

22 税金

24 保険・年金

27 福祉・健康

33 子育て・教育

38 生活・環境

43 相談・町内会

44 議会・選挙

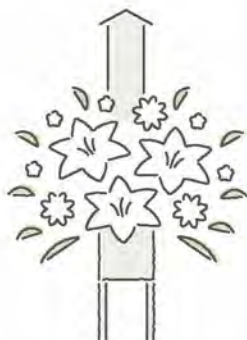


生活ガイド

45 リフォームの基礎知識

46 エンディングノートを準備しませんか？

48 桑折町商工会



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

広 告

福島県知事許可(般-4)第34292号

造園・外構・エクステリア 企画 施工

株式会社 **土屋造園**

一級造園技能士 代表取締役 土屋寿広

TEL **024-582-6338**
090-7330-1013
FAX **024-597-6415**

〒969-1651 桑折町万正寺字堰上7-19

平野塗装

一般建築塗装・塗装工事一式

- 屋根・外壁塗装 ●鉄骨・木部塗装
- 屋根塗装(事務所、店舗、その他)

～その他塗装に関する事、一度ご相談ください。～

TEL/FAX. **024-572-4513**
携 帯 / 090-3128-3779

〒969-1613 桑折町字桑島一 8の10

広 告

きれいな街づくりのために

一般廃棄物収集運搬

羽山産業株式会社

〒969-1632 伊達郡桑折町字田植12-1

TEL / 024-582-6568

1日車検もできます
日豊自動車工業株式会社

安心・安全なカーライフを
当社にお任せ下さい!

国産全メーカー対応可能

NEW 新車販売
U-CAR 中古車販売
車検・点検
板金塗装
タイヤ販売
自動車保険

桑折町では唯一の
DAIHATSU
ベストビット店

〒969-1661 桑折町大字上郡字内記41
TEL: 024-582-2342
営業時間/8:30～17:30 定休日/日曜日、祝日

建築・土木・リフォーム

HOUSE CREATOR **NIKOH**

二弘建設株式会社

〒969-1617 桑折町字陣屋1-6

☎ **(024)582-3456**
FAX **(024)563-3459**

桑折町の概

概

要



桑折町ガイド

位置



福島県中通り地方北端部に位置し、
東…伊達市
西…福島市
南…伊達市
北…伊達郡国見町、宮城県白石市
と隣接。
東西約9.3キロメートル、南北約8.3
キロメートル、総面積42.97平方キ
ロメートルを有しています。

人口・世帯数



人口 **10,875人**



男性 **5,307人**



女性 **5,568人**



世帯数 **4,685世帯**

令和7年8月1日現在

桑折町は、緑豊かな美しい自然と数多くの史跡
や伝統ある歴史を感じることができ、町です。
人々の生活と調和した豊かな文化が香る町づく
りが進められています。

広告

～人と環境、景観の共生を目指して～

総合建設業（土木・建築・舗装・造園工事）



渋谷建設株式会社



〒969-1651 福島県伊達郡桑折町大字万正寺字妻田 2-3

TEL **024-582-2315** FAX **024-582-6443**



町の花
モモ



町の鳥
カッコウ



町の木
アカマツ



カヤ



「こおり」の由来

「こおり」の名前が歴史に登場したのは奈良・平安時代。
東山道に駅家(うまや)が設置され、郡家がおかれたところから桑折と改められました。
昭和30年には町村合併促進法に基づいて旧桑折町、睦合村、伊達崎村、半田村が合併して今の「桑折町」が誕生しました。

桑折町 町民憲章

桑折町は、阿武隈川の清い流れと、緑につつまれた半田山のふもとにひらけた古い歴史をもつ素晴らしい町です。わたくしたちは、この町の伝統ある歴史と文化、恵まれた自然環境を守り、さらに活力ある町に育て後世に引き継ぐために、町民みんなの誓いとしてここに町民憲章を定めます。

- 一、歴史と伝統を尊び、かおり高い、文化の町をつくりましょう。
 - 一、恵まれた自然を愛し、環境を整え、緑の町をつくりましょう。
 - 一、心身をきたえ、健康で、明るい町をつくりましょう。
 - 一、勤労にはげみ、活力ある、豊かな町をつくりましょう。
 - 一、きまりを守り、助け合う心を育て、住みよい町をつくりましょう。
- (昭和60年9月制定)

西根郷を守り育む西根堰

平成30年 開削400年

水土里ネット西根堰

伊達西根堰土地改良区

西根堰開削の図

伊達西根堰土地改良区
〒969-1607 桑折町字西段19
TEL024-582-2319
FAX024-582-4756

・屋根工事(瓦・板金・スレート)
・雨漏り徹底修理
・板金、雨とい工事
・太陽光パネル設置・撤去

福島県知事許可(般-3)第10749号
全日本瓦工事業連盟加盟店

総合屋根工事業

YAMADA

有限会社 山田ルーフ工業

〒969-1652
伊達郡桑折町成田字元宿 11-8
TEL・FAX 024-582-3715

安心・安全な社会を目指し、
地域の暮らしに貢献

土木工事・舗装工事・上、下水道工事

IS 日進建設 株式会社

代表取締役 佐久間 和 敏

〒969-1613 桑折町字桑島三番地

☎(024)582-2432(代)
FAX(024)582-2429

https://nissin-k1.com/

apollostation

出光興産パークウェイ桑折 SS

桑折町上郡字仲丸 18-1

tel.024-582-4203 fax.024-582-4347

BIGONE 水口

tel.024-575-4231 fax.024-575-4239

本 社：伊達市保原町上保原字下ノ台36-6

ふらっと立ち寄れる地域密着型をめざして

急な不具合やオイル交換など、
車のことならなんでもお任せください!!

各種車両販売・車検・一般整備・钣金塗装

くるまのエステ

有限会社 ミノルオート

〒969-1604 TEL(024)582-6334
桑折町堰下5-3 FAX(024)582-6296

【営業時間】8:30~17:30 【定休日】日曜日、祝日

広 告



桑折町ガイド

桑折町の発展を応援する 桑折町金融協会

福島信用金庫

桑折町字本町25番地の1 ☎582-2265

すべてを地域のために
東邦銀行

桑折町字北町44 ☎582-2235

福島銀行

福島市鎌田字樋口5-6 (福島北支店内) ☎553-5563

JAふくしま未来

桑折町字館28 ☎582-2271



車検・定期点検・一般整備
各種自動車販売・钣金塗装

(有)岡崎モーター



桑折町伊達崎字東館23-6

☎024-582-5214

FAX 024-582-5208

／ ぱひとつに——花咲け、未来 ／

「献上桃の郷」桑折町

町制施行70周年を迎えて

桑折町は、昭和30年1月1日に、旧桑折村、睦合村、伊達崎村、半田村の1町3ヶ村の合併により町制がスタートし、今年で70周年を迎えました。「平成の大合併」の潮流に流されることなく、「自主・自立の町」を選択し、単独町の道を歩んできました。今日までの10年間では、国難ともいべき未曾有の東日本大震災とその後続く原発事故災害からの復旧・復興はもとより、新たなステージである創生へ向けた取り組みを力強く進め、夢と活力に満ちた「こおり新時代」の幕開けを迎えました。また、その後続く新型コロナウイルス感染症や2年連続の福島県沖地震など、幾多の困難にあっても、町民の皆さんと心ひとつにそれらを克服し、一步一步着実にまちづくりを進め、今日、住み心地の良さや住み続けたい町として、高い評価を得るところに至りました。今後も、先人から受け継いだ気概と地域資源を活かし、総合計画でうたう「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」の実現に向けて、「桑折ならでは」のまちづくりを推し進めていきます。



数字の70のデザインは、桑折町を語るうえで欠かせない「桃」と「道」をイメージしました。「桃」は実りのある未来、「道」は21世紀の追分である「桑折ジャンクション」を表し、町へ人々やものを呼び込む希望の象徴でもあります。青は桑折町の青い空、緑は豊かな自然、オレンジは町に降り注ぐ温かい光、ピンクは桃を表しています。

広 告

未来への 心をつなぐ パートナー

～ 農をはぐくみ 地域をつなぐ ～



JAふくしま未来

- ◆ 桑折支店
- ◆ よりそい伊達崎店
- ◆ 桑折営農センター

〒969-1616 桑折町字館28

TEL 024-582-2271

FAX 024-582-2718



町制施行70周年記念イベント

- | | |
|-----|--|
| 1月 | ▶町制施行70周年記念式典 11日 |
| 2月 | ▶町制施行70周年記念桜の植樹式 3日 |
| 4月 | ▶半田山山開き2025 29日 |
| 5月 | ▶楽天イーグルス冠協賛試合「献上桃の郷」桑折町デー |
| 6月 | ▶「物置のピアノ」特別上映会 29日 |
| 9月 | ▶歴史漫画「半田銀山昔語り」完成記念
安彦良和先生トークショー&
原画展・販売会
▶こおり宿 楽市・楽座 28日
in山車フェス |
| 10月 | ▶桑折西山城シンポジウム 26日 |
| 11月 | ▶こおりヘルスアップDAY2025 9日 |



広告

桑折町とともに



福島県知事許可(特-3)第1491号

株式会社 近藤組

土木工事 建築工事 舗装工事
管工事 水道施設工事

〒969-1617 桑折町字陣屋40番地
TEL 024-582-2037
FAX 024-582-2137

総合建設業



株式会社 半沢林業建設

桑折町大字谷地字上割付12-2

TEL 024-582-2801
FAX 024-582-2870

広告

暮らしに花で
彩りを...

花の店 いちじょう

桑折町字上町25-1
TEL.024-582-6328
FAX.024-582-6333

【営業時間】8:30~18:00
【定休日】年中無休※不定休あり

Enjoy Car Life
JOYCE 1.1万円から
新車が1.1万円から

安藤自動車整備工場

桑折町大字成田字新宿9-2
TEL:024-582-2736
FAX:024-582-2896

・アスファルト合材の製造及び販売業
・産業廃棄物のリサイクル業
(建設廃材の受入・再生路盤材の販売)
・産業廃棄物中間処理業

共同企業体 福島・県北アスコン

桑折町大字伊達崎字出シ62-1
TEL024-575-2311



桑折町の 見どころ



期間限定で
出現するハート型



ハートレイク(半田沼)

例年11月から5月頃までの間、半田山山頂付近から眺望できます。5月以降は、農業用水として使用するため、沼の水が減少して消失し、11月頃に再び現れます。



こおり桃源郷

阿武隈川沿いにある約120ヘクタールにもおよぶ一面の桃畑では、まるでピンク色のじゅうたんを敷き詰めたような桃の花が色鮮やかに彩り、まさに“桃源郷”が姿を現します。

春の訪れと共にピンクに
染まる桃畑

半田山自然公園

お花見、サイクリング、紅葉狩り、山野草(シラネアオイ、ヒメサユリ)など、いろいろな形で大自然とふれあうことができる多目的公園です。

四季を通じて
楽しめる憩いの場



秋の紅葉が美しい



陣屋の杜公園

かつて幕府直轄の代官所(陣屋)があった場所に隣接し、角田林兵衛家が別邸として整備した地があり、現在は町民憩いの場として親しまれています。

広告

いつものくらしに花を



有限会社
フラワーサイン

【本 店】桑折町字上町57

TEL.024-582-2061 FAX.024-582-6288

【コープふくしま桑折店】桑折町西大隅93-5

【福 島 店】福島市豊田町1-35

TEL.024-524-1187

こころとく
花キュービッド

自由な発想、果敢な実践、
新世紀を先駆ける

YAMAMATA

株式会社
山又製作所

福島工場 桑折町成田字百目木3-1

TEL 024-582-6282

FAX 024-582-6284

URL <https://www.yamamata.co.jp>





桑折町のシンボル

旧伊達郡役所

1883(明治16)年の建造で、洋風に建てられながら、随所に和風様式の残る「擬洋風建築」となっています。

国指定
重要
文化財



桑折西山城跡

1532(天文元)年ごろに陸奥国守護に任じられていた伊達植宗(14代)が築き、1548(天文17)年に嫡男の伊達晴宗が米沢に移るまで、戦国大名伊達氏の本拠であった山城です。

城は大きく本丸・二ノ丸を中心とした部分と、中館・西館を中心とする部分に分けられ、発掘調査の結果、本丸には伊達植宗の政治の場となったとみられる建物跡など、伊達氏本拠時の遺構が残されています。中館・西館は、戦国時代末期に再び大改修されていることがわかっています。



国指定
史跡

明治天皇
ゆかりの松



無能寺御蔭廼松(みかげのまつ)

明治天皇が東北巡幸のときに命名された老松。推定樹齢450年、樹高6m、根回り9.5m、枝張り15mの巨木です。

県指定
天然
記念物

万正寺の大力ヤ

根本近くから枝が四方に10m以上広がり、幹回り約9m、枝張が約30mに達し、日本一ともいわれる力ヤの巨樹です。

県指定
天然
記念物



力ヤとして
日本有数の巨木

桑折西山城内の
門を移築



県指定
重要
文化財

桑折寺山門

伊達氏が米沢城に移る際、桑折西山城内にあった門を拝領して移築したといわれています。



車のことならなんでもお任せ下さい!!



新・中古車販売・钣金・塗装・車検・自動車保険

(有)菅野自動車

〒969-1643 桑折町大字谷地字添20-1

TEL (024) 582-2810

FAX (024) 582-2813



無能寺

～世の中が平和で、安穩でありますように～



県指定天然記念物「御蔭廼松」

慶長元年(1596)創建。毎年8月の薬師堂夏祭りのほか、毎月、詠唱講(和讃・ご詠歌)や写経会を開いております。永代供養・ペット供養もご相談ください。詳しくはWEBでもご案内しております。QRコードよりご覧ください。

〒969-1603 伊達郡桑折町字上町4
TEL.024-582-2316
FAX.024-573-0416



広 告



益子神社

桑折町大字北半田字御免町43

TEL024-582-5035

読売新聞・福島民友
産経新聞・河北新報
読売KODOMO新聞
読売中高生新聞
スポーツ報知
サンケイスポーツ

浅野新聞店

桑折町大字南半田字二本木27

TEL024-582-3067

FAX024-582-3375



◆自動制御設備 ◆電気設備
◆冷暖房設備 設計・施工

計電工業株式会社

〒969-1611

桑折町字東大隅31-8

TEL024-581-2122

FAX024-581-2124

桑折町の 特産品



桑折の農作物



「献上桃の郷」として知られる桑折町は、誰もが認める高品質な桃の生産地です。また、桃以外にも、自慢の農作物がたくさんあります。

桃



ぶどう



キュウリ



イチジク



あんぽ柿

リンゴ



アスパラガス



イチゴ



桑折の特産品が

買える場所



専門農協
伊達果実
だてかベジフル

所 桑折町大字
谷地字南9-1
☎ 024-582-4560

JAふくしま未来
桑折フレッシュ
BOX

所 桑折町字館28
☎ 024-582-2301



広告



「献上桃の郷」
桑折町産の高品質な桃「あかつき」

地元農家から採れたて旬の野菜や果物、米や花、加工品なども豊富に取り揃えております！

だてかベジフル 農産物直売所

営業時間／9:00～16:00（時期により異なる）
地方発送や贈答用も承ります、お気軽にご来店ください。



伊達果実農業協同組合

〒969-1661 桑折町大字上郡字堀上18
TEL.024-582-2175 FAX.024-582-2529

農産物直売所 だてかベジフル

〒969-1643 桑折町大字谷地字南9-1
TEL/FAX 024-582-4560

桑折の逸品

地元で長年愛され続けているものや新しく誕生したものまで桑折町ならではの様々な逸品をご紹介します。



ロイヤルピーチポーク



辛口桑折



キッコーゲンの
あま酒・調味料



大野屋の桃ふく



半田銀山そば

半田銀山ブリュワリーの
SOLDER CRAFT



大野屋の
あんぱん



Legare Koori
(レガールコーリ)

地元産野菜や果物をふんだんに使ったピザを提供

所 桑折町大字下郡字下郡前5-2
TEL 024-572-3216



うぶかの郷

日帰り入浴もできる宿泊研修施設。
良質のお風呂は美肌の湯として評判で、地元の野菜や土産品なども販売しています。
夏には、施設前を流れる産ヶ沢川でホタルを鑑賞することができます。

所 桑折町大字南半田字川端22
TEL 024-582-4500 時 10:00~20:00
休 毎週火曜日

広告

施設農業の未来を築く農業資材専門店

マエサン東北農材株式会社

各種パイプハウス販売・施工

代表取締役 石幡 徹

桑折町大字谷地字梨ノ木町2-1

TEL(024)582-4416

FAX(024)582-4436

<http://maesantohoku.co.jp>

日帰り入浴もできる宿泊研修施設

自然の中で心と体を一休みさせて
ゆったりと過ごしてみたいかたがた。

美肌の湯

うぶかの郷

【運営：株式会社ふるさとエール桑折】

桑折町大字南半田字川端22 TEL 024-582-4500

日帰り入浴営業時間 / 10:00~20:00

定休日 / 毎週火曜日

印刷なんでも
ご相談下さい

名刺
総会資料
広報誌
会報
チラシ
各種伝票

株式会社 神尾印刷所

福島県伊達郡桑折町字北町33-2

TEL: (024) 582-5220

FAX: (024) 582-2613

役場各課の連絡先一覧



桑折町役場

所在地 〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7

TEL 024-582-2111(代表) FAX 024-582-2479

開庁時間 月～金 8:30～17:15(土日、祝日、年末年始を除く)

休日 土・日・祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

課名	係名	TEL	FAX
総務課(選挙管理委員会)	行政係、財政係	024-582-2111	024-582-2479
税務住民課	課税係、収納係、住民国保係	024-582-2114	024-582-1028
総合政策課	政策推進係、広報広聴係	024-582-2115	024-582-2479
健康福祉課	健康増進係、子育て支援係	024-582-1133	024-582-1028
	福祉介護係	024-582-1134	
産業振興課(農業委員会)	農林振興係、商工振興係	024-582-2126	024-582-1028
建設水道課	建設係、都市整備係	024-582-2127	024-582-2479
	上下水道係	024-582-1100	
生活環境課	環境係、危機管理係	024-582-2123	024-582-2479
会計室	出納係	024-582-2125	024-582-1028
教育文化課(教育委員会)	こども教育係、生涯学習係	024-582-2403	024-582-2470
	醸芳幼稚園	024-582-3014	024-582-3014
	給食センター	024-581-0250	024-581-0251
議会事務局	庶務議事係	024-582-2113	024-582-2454

桑折町 行政ガイドINDEX

Kori Town Administrative Guide INDEX

 防災・救急	14	 子育て・教育	33
 届出・証明	18	 生活・環境	38
 税金	22	 相談・町内会	43
 保険・年金	24	 議会・選挙	44
 福祉・健康	27		

広告

～地域の発展に貢献～

有限会社 鈴木組

代表取締役 大塚 和彦

- 土木工事業
- 管工事業
- とび・土木工事業
- 水道施設工事業
- 舗装工事
- 下水道工事業

〒969-1613 桑折町字桑島二8-3

TEL (024) 582-2445

小さな仕事から大きな工事まで

〈総合建設〉知事許可第2154号

有限会社 渡辺鉄工建設

代表取締役 渡辺 匡紘

鉄骨加工・建築全般はおまかせください!

- ◎鉄骨工事一式
- ◎建築工事一式
- ◎土木・外構工事
- ◎シャッター工事
- ◎その他ご相談ください

〒969-1642 桑折町大字北半田字堀ノ内2

TEL (024) 585-2353
FAX (024) 585-2405

やまき 相続 管理 買取 仲介

まちと土地を活かす

有限会社 福島県知事(12)第10236号

山本不動産サービス

不動産コーディネーター 不動産コンサルタント

〒969-1629 桑折町字西町7

TEL (024) 582-2096
FAX (024) 582-2597
bxdrx527@yahoo.co.jp

各種車輛販売
車検・一般整備・钣金塗装

カー倶楽部 ワタナベ

桑折町字落合62

☎ 024-582-5889
FAX 024-582-5901

各種自動車販売(新車・中古車)

車検・定期点検
一般整備・钣金塗装

有限会社 平井モーター

桑折町大字万正寺字往還端21-2

TEL 024-582-3433 (代)
FAX 024-582-3455

東北運輸局長認証工場

車の事なら何でもご相談下さい

- ☆新車、中古車販売・買取
- ☆車検整備
- ☆定期点検
- ☆一般修理
- ☆钣金塗装

カーサービス アベ

代表 阿部 辰雄

〒969-1643
桑折町大字谷地字北道場20-1

TEL 024-582-4822
FAX 024-573-0681

至国見 ↑
↓ 至伊達
●ダイユー-8
●警察署
●当店



防災・救急

避難所・避難情報・緊急連絡先等

生活環境課 ☎024-582-2123

この地図の制作にあたっては、ジオテクノロジーズ株式会社の地図データベースを使用しました。
©2025 GeoTechnologies, Inc.



指定避難所一覧

番号	避難所名	所在地
1	醸芳小学校体育館	字桑島三2-8
2	睦合小学校体育館	大字成田字堰上46-3
3	伊達崎小学校体育館	大字下郡字細町1
4	半田醸芳小学校体育館	大字南半田字上田町5
5	醸芳中学校体育館	大字上郡字柳下5
6	桑折公民館(町民会館)	字桑島三103
7	睦合公民館(睦合ふれあい会館)	大字成田字坊ノ内19-1
8	半田公民館(半田コミュニティセンター)	大字南半田字八反田10-1
9	伊達崎公民館	大字下郡字堂ノ前11-1
10	町民体育館	大字上郡字林泉寺前1-1
11	松原公民館	大字松原字道下6-5

番号	避難所名	所在地
12	醸芳幼稚園	字桑島三11-24
13	むつあい子どもクラブ	大字成田字小峯14
14	だんざき子どもクラブ	大字下郡字下郡前4-2
15	はんだ子どもクラブ	大字南半田字八反田5-1
16	町民研修センター「うぶかの郷」	大字南半田字川端22
17	老人福祉センター「大かや園」	大字万正寺字大櫃16-1
18	児童館	字桑島三2-7
19	保健福祉センター「やすらぎ園」	大字谷地字道下22
20	屋内温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ!」	大字上郡字弁慶20-1

※開設する避難所は災害の種類や規模により変わります。町が発表する避難所開設情報を確認してください。

町がお知らせする避難情報

町は、町民の皆さんに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報を緊急速報メールや、広報車、ホームページ等により町民の皆さんにお知らせします。

警戒レベル	町の情報や対応	皆さんのとるべき行動	気象庁などの情報
1	職員の連絡体制を確認	災害への心構えを高めましょう	早期注意情報(警報級の可能性)
2	事前配備 (連絡要員を配置) 第一非常配備 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)	自らの避難行動を確認 ハザードマップ等で付近の災害リスクを再確認。災害情報把握手段の再確認。	大雨注意報、洪水注意報、 高潮注意報、氾濫注意情報
3	高齢者等避難 第二次非常配備 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人も必要に応じて、予定をあらためたり、自主的に避難準備や移動を開始しましょう。	大雨警報、洪水警報、 氾濫警戒情報
4	避難指示 第三次非常配備 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 過去の大災害に匹敵する状況です。この段階までに避難を完了しましょう。 暴風が予想されるときは吹き始める前に避難を！	土砂災害警戒情報、高潮警報、 高潮特別警報、氾濫危険情報
警戒レベル4までに必ず避難！			
5 危険大	緊急安全確保 ※必ず発令するとは限りません。	命の危険 直ちに安全確保！ 既に安全な避難が困難で、生命の危険！ 今いる所よりも安全な場所へ直ちに移動等を！	大雨特別警報、氾濫発生情報

町からの発令に留意しつつ、必要だと感じたら避難指示などがなくても早めの避難行動をとりましょう。

自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

災害情報

災害時には、町公式ホームページや、SNS(X、Facebook)などで、各種情報を配信します。



X



Facebook



町公式HP

消防・救急・医療

火事 のとき

火事です！
(家・山)が
燃えています。

住所は、〇〇町
〇丁目〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号
室ということも知らせてください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの
(建物、バス停など)を伝えてください。

火事や救急のときは119番



救急 のとき

交通事故
(急病)です！

場所(住所)は、
〇〇町〇丁目〇番〇号
です。目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。
・事故の場合：事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合：患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人などが「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。

なお、利用にあたっての事前の契約などは不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- 非常食品3日分
- 水(目安3ℓ/日1人)
- 救急用品
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ・衛生用品など
- ラジオ・懐中電灯
- オムツなどの生活用品
- 現金・通帳
- 免許証や健康保険証のコピー





ひなん
「避難」って
何すれば
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ
が避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。



行政が指定した避難場所 への立退き避難



安全な親戚・知人宅 への立退き避難

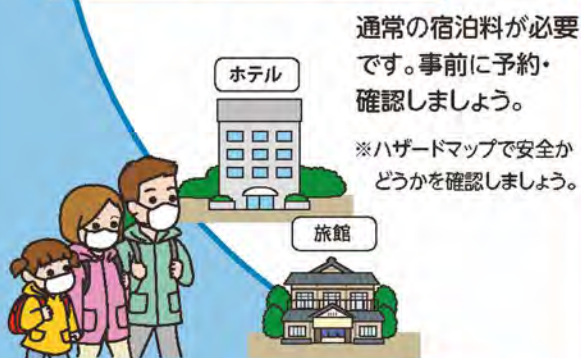
普段から災害時に避難
することを相談して
おきましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

安全なホテル・旅館 への立退き避難



屋内安全確保

ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し
自宅にいても大丈夫かを
確認することが必要です。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

桑折町及び近隣の主な病院等

市外局番(024)

病院名	電話番号	所在地
公立藤田総合病院	585-2121	国見町大字塚野目字三本木14
井上内科クリニック	581-2202	桑折町大字谷地字石塚15番地
遠藤内科医院	582-6788	桑折町字陣屋1番地の6
さとう整形外科クリニック	581-0123	桑折町字堰合15番地
まつもとクリニック	582-4800	桑折町大字南半田字六角15番地の1

(令和7年7月1日現在)

町内の歯科

市外局番(024)

病院名	電話番号	所在地
菊池歯科医院	582-2023	桑折町字北町111番地
斎藤歯科医院	582-6221	桑折町大字谷地字石塚2番地の5
島貫歯科医院	582-3255	桑折町字堰合6番地
鈴木歯科医院	582-1184	桑折町字堰上1番地の11
田中歯科医院	581-2225	桑折町字東段8番地の9
トオル歯科医院	582-6170	桑折町大字万正寺字道東7番地の3
馬場歯科医院	582-2439	桑折町字本町35番地

(令和7年7月1日現在)

町内の薬局

市外局番(024)

店名	電話番号	所在地
ウエルシア薬局 伊達桑折店	581-2139	桑折町字北町50-1
コスモ調剤薬局 桑折店	581-0880	桑折町大字谷地字石塚44
ひまわり薬局 KORIMACHI	563-4737	桑折町字陣屋1-6 Nikoh-A101
ファミリー薬局	581-0090	桑折町字堰合21番地9号
ふよう薬局	582-5467	桑折町字上町75番地の12
保原薬局桑折店	581-2220	桑折町大字南半田字六角15-3

(令和7年7月1日現在)

広 告

私たちが連携して地域の医療と介護を守ります

機能強化型在宅医療診療所



医療法人 天藤会
遠藤内科医院

〒969-1617
福島県伊達郡桑折町字陣屋1-6
TEL. 024-582-6788



高齢者介護・障がい者就労継続支援事業



社会福祉法人
嘉 啓 会

〒960-0758
福島県伊達市梁川町桜町115
TEL. 024-573-4101

医療・介護の困り事をお気軽にご相談ください!



防災・救急



届出・証明

届出

問 税務住民課 ☎024-582-2114

戸籍の届出

出生届

お持ちいただくもの

生まれた日を含め14日以内

- 出生届書(出生証明書)
- 母子健康手帳

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の所在地(住所地など)、本籍地、出生地



婚姻届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 婚姻届書
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 夫・妻になる方

届出地 所在地(住所地など)、本籍地

離婚届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 離婚届書
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 夫・妻

届出地 所在地(住所地など)、本籍地

死亡届

お持ちいただくもの

死亡したことを知った日から7日以内

- 死亡届書(死亡診断書または死体検案書)
- 届出人の印鑑

届出人 親族、後見人など

届出地 届出人の所在地(住所地など)、死亡者の本籍地、死亡地



住民登録の届出

転入届

お持ちいただくもの

住み始めた日から14日以内

- 転出証明書
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

転出届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場



転居届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

世帯変更届

お持ちいただくもの

変更した日から14日以内

- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場



広告

おひさま 58歳!!

感謝

Apparel Manufacturer
Takahashi Housei Ltd.

高橋縫製 有限会社

代表取締役 高橋 幸子

〒969-1622 福島県伊達郡桑折町南町49
TEL024-582-6028 FAX024-582-6425

HYBRID

段ボール・オフ段

吉川紙業株式会社

本社
〒969-1652 伊達郡桑折町成田字元宿2
☎024-582-2184(代)

郡山工場
〒963-8845 郡山市名倉283
☎024-945-2355(代)

旭計器株式会社のバイメタルサーモスタットは
世界中の熱をコントロールしています。

未来を創るバイメタルサーモスタットメーカー

旭計器株式会社
ASAHI KEIKI CO.,LTD.

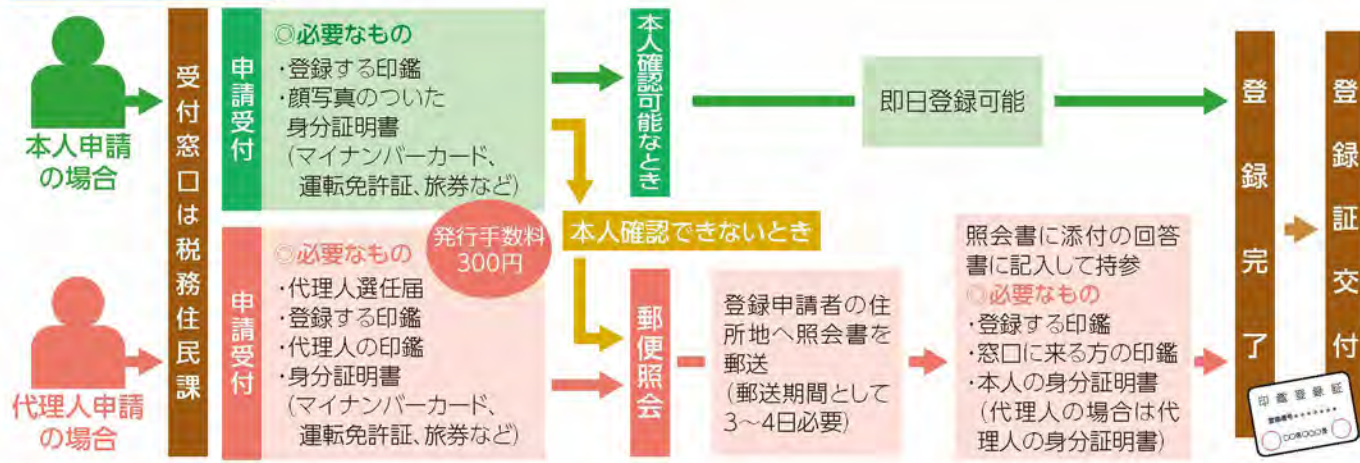
〒969-1613 桑折町桑島一,55
TEL(024)582-2215
FAX(024)582-2244
<http://www.asahiikeiki.co.jp/>

誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている方が、一人につき1つの印鑑だけ登録できます。転出すると自動的に失効します。



印鑑登録の流れ



届出・証明

コンビニ交付

全国のコンビニなどで、マイナンバーカードで住民票と印鑑登録証明書が発行できます！

取得できる証明書	請求できる範囲	交付手数料	利用時間
住民票の写し	桑折町に住民登録をしている本人・同一世帯の人	1通 300円	毎日 6:30～23:00 ※メンテナンス日を除く
印鑑登録証明書	桑折町に印鑑登録をしている本人		

必要なもの

- マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)

利用できる店舗

全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど、マルチコピー機が設置されている店舗

利用方法

マルチコピー機の画面の指示に従って進むだけで簡単です。
(右図のとおり)

その他

- 手数料減免事由に該当し、無料となる場合は、役場窓口での請求交付となります。
- さらに詳しく知りたいときは、こちらをご覧ください。

J-LISコンビニ交付サイト



①マルチコピー機の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押し、ご利用上の同意事項を確認して進むと、利用開始です。



②「証明書交付サービス(コンビニ交付)」を選んで、所定のカード置き場にマイナンバーカードを置き、「お住いの市区町村の証明書」を選びます。



③マイナンバーカードの暗証番号「数字4桁」を入力して本人確認を行います。確認ができたならカードを取り外します(この先カードは使いません。)



④「住民票の写し」か「印鑑登録証明書」を選び、証明書の記載項目を選んで、必要な部数を入力します。



⑤これまで入力した内容の最終確認を行います。訂正が必要な場合は、該当項目の入力画面または選択画面まで戻って訂正することができます。



⑥必要部数分の交付手数料をお金の投入口に入金すると印刷を開始します。印刷が終了しましたら、証明書と領収書のお取り忘れのないようご確認ください。

家族が亡くなったら

死亡に伴う主な手続きをご案内いたしますので、該当する項目がある場合の参考としてご利用ください。

各種手続きのご案内

項目	桑折町での手続き	必要なものなど	問い合わせ
☐ 死亡届	7日以内に提出してください。 ※葬儀業者が代わりに提出することも可能です。 死亡届により、埋・火葬許可証をお渡します。	●死亡届(届出人の署名) ●届出人の印鑑	税務住民課 ☎024-582-2114
☐ 世帯主変更届	3人以上の世帯構成の世帯主が亡くなったときは、世帯主の変更手続きをしてください。 ※事前に葬儀業者等へ申し出ていただいた場合は、窓口での手続きは不要です。	●世帯主の本人確認書類 ●代理人の場合は委任状	
☐ 印鑑登録	死亡により使用できなくなります。印鑑登録証は破棄または返却してください。	●印鑑登録証	
☐ マイナンバーカード	死亡により使用できなくなります。各種手続きでマイナンバーを使用する場合があるため、手続き後に破棄または返却してください。	●マイナンバーカード ●印鑑	
☐ 国民年金	死亡一時金や、未支給年金、遺族年金などの請求手続きをしてください。 ※亡くなった方の加入・受給状況や請求者によって、必要書類や手続きが異なります。 事前に『東北福島年金事務所』にお問い合わせください。 ※共済年金を受給していた方は、各共済組合へお問い合わせください。	●年金証書 ●請求者の通帳 ●戸籍、住民票 など ※それぞれの方により異なります。	東北福島年金事務所 ☎024-535-0141 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
☐ 国民健康保険	葬祭費支給申請の手続きをしてください。	●喪主の通帳	税務住民課 ☎024-582-2114
☐ 後期高齢者医療	葬祭費支給申請の手続き及び申立・誓約書を提出をしてください。	●喪主の通帳 ●葬儀日程、喪主が確認できる書類(会葬礼状等)	
☐ 介護保険	亡くなった方の資格・受給状況により手続きが異なります。担当へお問い合わせください。	●介護保険証 ●負担割合証(お持ちの人のみ)	健康福祉課 ☎024-582-1134
☐ 障害者手帳	返却の手続きをしてください。	●障害者手帳	
☐ 町税等の口座振替	●口座振替を解約する方…ご利用の金融機関 ●口座変更する方…変更先の金融機関で手続きをしてください。	●通帳 ●印鑑 ●納税通知書	税務住民課 ☎024-582-2114
☐ 相続人代表者指定届	亡くなった方の税金等の通知書の送付先変更のため、相続人代表者指定届を提出してください。	●相続人代表者の本人確認書類、印鑑 ●代理人の場合は委任状	
☐ 水道	使用者変更の手続きをしてください。 (死亡された方が使用者であった場合)	●印鑑	建設水道課 ☎024-582-1100
☐ 土地・建物	土地や建物を相続した場合には、管轄する法務局へ申請が必要です。詳しくは福島地方法務局不動産登記部門へお問い合わせください。	●登記簿申請書及び登記に必要な添付書類	福島地方法務局 不動産登記部門 ☎024-534-2045
	空家を相続した等、空家全般に関するご相談は、建設水道課または桑折まちづくりネットまでお問い合わせください。	特になし	建設水道課 ☎024-582-2127 桑折まちづくり ネット ☎024-572-5348
☐ 農地	農地を相続した場合には、農業委員会へ届出が必要です。詳しくは農業委員会へお問い合わせください。	●印鑑 ●登記簿謄本(法務局)	農業委員会 事務局 ☎024-582-2126
☐ 山林	山林を相続した場合には、町へ届出が必要です。詳しくは産業振興課までお問い合わせください。	●印鑑 ●登記簿謄本(法務局)	産業振興課 ☎024-582-2126



届出・証明

各種証明書発行(手数料)

問 税務住民課 ☎024-582-2114

交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。
ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付き)	分類2	分類3
証明書類の名称	●マイナンバーカード(個人番号カード) ●運転免許証 ●旅券(パスポート) ●国または地方公共団体の機関が発行した免許証など	●各健康保険資格確認書 ●国民年金手帳 ●基礎年金番号通知書 ●各種年金証書	●学生証 ●法人発行の身分証書 ●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
戸籍・住民票関係	上記のうち1点で確認	上記のうち2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

戸籍・住民票などの発行

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 300円 (5人まで)	●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
	1通 600円 (6～10人まで)	
	1通 900円 (11～15人まで)	
住民票記載事項証明書	1通 300円	
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	●本人の場合 ・本人確認書類 ●第三者請求…請求事由必要 ・委任状と、必要に応じて資料の提供や説明を求めます。 ※戸籍全部事項証明書などは、本籍地以外の市区町村でも発行できます。 詳細はお問い合わせください。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	
改正原戸籍謄・抄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 300円	
戸籍の附票	1通 300円	
身分証明書	1通 300円	●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ※本籍地の市区町村で発行します。
印鑑登録証明書	1通 300円	●印鑑登録証
改葬許可書	1件 300円	●申請者の本人確認書類

税関係の証明書の発行

	証明書の種類	手数料	証明書の内容
町民税	所得証明書	1通 300円	所得金額の証明
	所得課税証明書	1通 300円	所得金額、所得控除及び税額の証明
	非課税証明書	1通 300円	課税されていない証明
	所在証明書	1通 300円	法人事業所の所在地の証明
固定資産税	評価証明書	3筆まで300円 1筆増すごとに30円増	資産の評価額の証明
	公課証明書		課税標準額、税相当額の証明
	名寄帳証明書		納税義務者の資産の一覧
	住宅用家屋証明書	1通 1300円	登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明
納税	納税証明書	年度・税目ごとに 300円	納められた税額の証明
	未納のないことの証明書	1件 300円	全ての税目において未納がないことの証明
	軽自動車税継続検査用	無料	軽自動車税の未納がないことの証明



届出・証明



税金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

皆さんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

問 税務住民課 ☎024-582-2114

税金の種類		納税義務者	納期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆さんに負担していただく税金です	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった方			1期		2期		3期		4期			
			給与からの特別徴収：毎月											
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											
固定資産税	固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する方	1期			2期		3期				4期		
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対してかかる税です	4月1日現在、原動機付き自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（農耕作業用を含む）を所有する方		全期										
国民健康保険税	町が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします	世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											

国税・県税についてのお問合せは

項目	問合せ先	
県税について（法人県民税、不動産取得税、自動車税など）	福島県県北地方振興局県税部	☎024-521-2692 ☎024-521-2702
国税について（所得税、相続税、贈与税など）	福島税務署	☎024-534-3121

税に関する証明が必要なとき

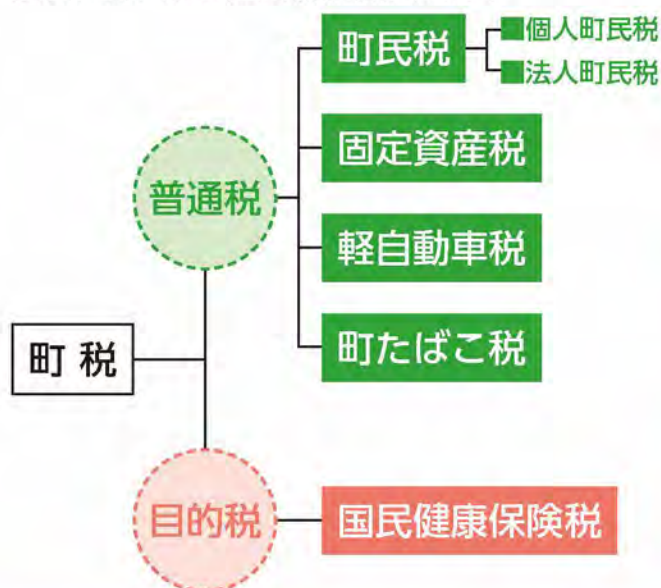
各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる方の本人確認できるものをお持ちください。

▶ 税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P21



町税の仕組み

町税は、使い道が限定されていない「普通税」と、使い道が定められている「目的税」に分かれます。



町税は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めましょう。

町税を納付できないときは…

災害や病気、失業などで納税が困難なときに、納税の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは、税務住民課へお問い合わせください。滞納したままですと、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もありますので、注意してください。

納税の方法

町から納付書を郵送します。以下の方法により、納期限内に納付してください。

1 町役場・指定金融機関等にて納付

2 コンビニエンスストアにて納付

※納付書1枚あたり30万円を超えるものはコンビニエンスストアでは納付できません。

3 クレジットカード・ペイアプリ等での納付

地方税統一QRコードを読み込んで納付できます。※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

4 口座振替で納付

納税は **便利** **確実** **安心** な

「口座振替」がおすすめです！

【指定金融機関等】

福島信用金庫・東邦銀行・福島銀行・大東銀行・東北労働金庫・ふくしま未来農業協同組合・ゆうちょ銀行

【申込方法】

税務住民課または町内の金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にてお申し込みください。

必要なもの：納税通知書、通帳、取引印（通帳届出印）

【口座振替の開始】

口座振替依頼書をご提出いただいた翌月末以降の納期から振替となります。

■納税のご相談は…税務住民課 ☎024-582-2114



税金





保険・年金

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない方が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)

問 税務住民課 ☎024-582-2114

こんなときは届出を

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、税務住民課へ14日以内に届出をしてください。

	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	● 転出証明書(転入手続きをしてください)
	職場の健康保険をやめたとき (退職時・任意継続保険脱退時)	● 職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	● 母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	● 保護廃止決定通知書
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	● 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ
	職場の健康保険に加入したとき	● 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ ● 加入した健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ
	生活保護を受けるようになったとき	● 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ ● 保護開始決定通知書
	死亡したとき	● 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ ● 死亡を証明するもの
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	● 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	● 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ
	国民健康保険資格確認書を紛失したとき	● 本人確認できるもの(運転免許証など)
	就学により別に住所を定めたとき	● 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ ● 学生証または在学証明書

※届出の際は、身分証明書(運転免許証など)と個人番号(マイナンバー)が分かるものをお持ちください。

広 告

障害年金をご存じですか？

精神、知的、発達、がん、手、足、視覚、聴覚、糖尿病などの障害も支給の対象です。



ご相談はこちらまで

社会保険労務士 伊藤事務所

TEL 024-533-8611

〒969-1617 桑折町陣屋 4-25



国民健康保険税

保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。

所得割

世帯の加入者の所得に応じて計算

均等割

世帯の加入者の人数に応じて計算

平等割

一世帯当たりで計算

⚠ 保険税を滞納すると

医療費をいったん全額自己負担する「資格確認書(特別療養)」が交付されます。
また、給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられたりします。

後期高齢者医療制度

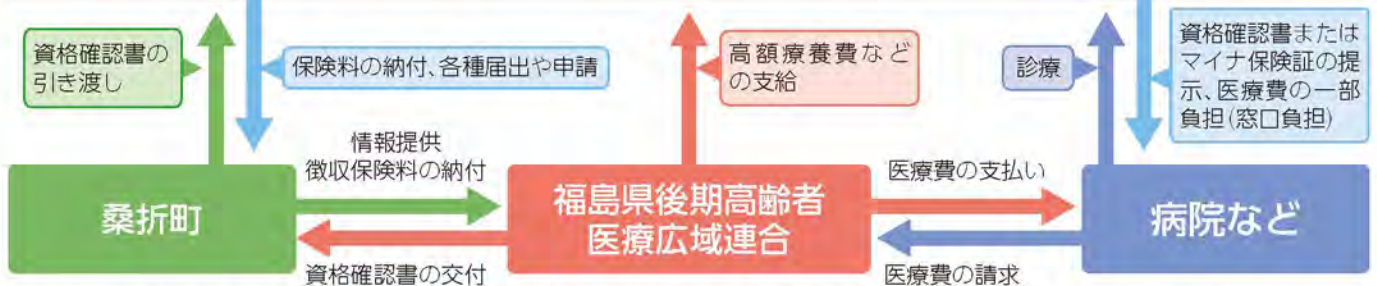
問 税務住民課 ☎024-582-2114

制度の仕組み

被保険者(県内に居住の方)



- 75歳以上の方
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方



後期高齢者医療制度の運営は、県内の全ての市町村が加入する「福島県後期高齢者医療広域連合」が行います。

保険・年金

資格確認書

- 資格確認書は、原則として郵送でお届けします
- 資格確認書は、1人につき1枚

⚠ 有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい確認書を交付しますので、変更前の確認書を市区町村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方
75歳の誕生日の前月中にお渡しします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。 後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた資格確認書などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額 被保険者全員が均等に負担	+	所得割額 被保険者の所得に応じて負担	=	年間保険料 4月から翌年3月までを1年間	年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。 ※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。
----------------------	---	-----------------------	---	-------------------------	--

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



**第1号
被保険者**

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です!



**第2号
被保険者**

厚生年金や共済組合に加入している方

- 会社員
- 公務員



**第3号
被保険者**

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)



第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。

国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある方が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった方が受けられる年金です。※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けことなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた方が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が加入します。

「こんなとき」具体例	必要なもの	期 間
加入者の死亡	● 死亡日が分かる書類	14日以内
厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	● 扶養抹消年月日がわかる書類など ● 本人確認書類	
会社など退職したとき	● 退職日のわかる書類 ● 本人確認書類	
年金を受けていた方が死亡したとき	● 年金証書 ● 戸籍謄本など ● 請求者本人の通帳	14日以内

※詳しくは東北福島年金事務所へお問い合わせください。☎024-535-0141

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を!

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の方については、保険料の納付を猶予する制度があります。



福祉・健康

介護保険制度

健康福祉課 ☎024-582-1134

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

介護保険に加入する方(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号
被保険者
65歳以上の方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号
被保険者
**40歳以上
65歳未満の方**

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

要介護認定の申請・
保険料の納付

被保険者証の交付・
要介護認定

市区町村(保険者)

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

社会福祉士



主任ケアマネジャー

保健師など

介護報酬の支払い

サービスの提供

利用料の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

広告



サンサンと輝く笑顔で介護を！
介護・ケアマネジメントの
ことなら何でもご相談ください。

訪問介護事業所
サンサンケアステーション
居宅介護支援事業所
サンサンケアステーション

桑折町谷地字道下 20-1
TEL 024-582-1233



要介護でなくても 60 歳以上なら入居できます。
完全個室、三食提供、24 時間職員常駐

サービス付き高齢者向け住宅
シニアシェアハウス サンシア

桑折町谷地字道下 20-1
TEL 024-582-2233

認知症対応型通所介護

燦燦デイ



- ・認知症の診断を受けた方
 - ・要介護の認定を受けている方
 - ・桑折町にお住まいの方
- 上記に該当する方はご利用いただけます。
担当のケアマネージャー様にご相談ください。

桑折町字上町 47-1 TEL 024-582-1533



有限会社 **三協ハイヤー**
代表取締役 松浦 俊充

福島県伊達郡桑折町本町 6-4
TEL : 024-582-2255
FAX : 024-582-2324

要介護認定までの流れ

健康福祉課 ☎024-582-1134

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

認定の申請



健康福祉課に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)
申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がいない場合は窓口にご相談ください。

調査と審査



訪問調査

認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。

主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

認定結果



要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

要介護度は8段階によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限がかわります。

介護サービス
(介護給付)

居宅介護支援事業所に依頼

介護予防サービス
(予防給付)

地域包括支援センターに依頼

介護予防・日常生活支援総合事業
(地域支援事業)

地域包括支援センターに相談



介護保険サービス

健康福祉課 ☎024-582-1134

介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。

①～⑩は事前にケアマネジャーに相談、⑪～⑯は直接施設に相談となります。

自宅で受ける



①訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

②訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。

③訪問看護

疾患などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

施設に通う



⑤通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

⑥通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りで受けられます。

短期の入所



⑦短期入所生活介護・ 短期入所療養介護（ショートステイ）

福祉施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。日常の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。

介護環境を整える



⑧福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。

⑨福祉用具購入

特定介護予防福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費（上限あり）が支給されます。

⑩住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用（上限あり）が支給されます。改修前に申請が必要です。

施設サービス



⑪介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な方が入所します。

⑫介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

⑬介護医療院

長期にわたり療養が必要な方に対し、療養上の管理や看護、介護、機能訓練などが受けられます。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

⑭小規模多機能型居宅介護

⑮地域密着型特定施設入居者生活介護

⑯認知症対応型共同生活介護（グループホーム）



広 告

地域に愛され、親しまれ、
信頼される施設を目指します。

**社会福祉法人
ココーン**
COCOON

☐ 特別養護老人ホーム ☐ デイサービスセンター
☐ ショートステイ ☐ 居宅介護支援事業所

TEL 024-582-1181
FAX 024-581-2281
〒969-1613 桑折町字桑島四9-4



福祉・健康

高齢者福祉

健康福祉課 ☎024-582-1134

高齢者が住み慣れた地域で生活するために、地域包括支援センターでは介護予防対策として高齢者の状態に応じた介護サービスなど、さまざまなサービスを提供しています。

地域包括支援センター

健康福祉課 ☎024-582-1188

総合相談

高齢者の介護、健康、暮らしにかかわる心配や相談、問題に対応します。

介護予防地域支援事業

●介護予防教室

高齢者の筋力アップ、認知症予防のための教室を開催しています。

介護予防支援

要支援者を対象に介護予防ケアプランを作成します。

権利擁護

高齢者の虐待に関する相談や金銭管理、成年後見人制度の紹介を行っています。

生活支援

日常生活用具の給付・貸与、配食サービス、軽度生活援助、緊急通報システムの運用を行っています。

生きがい支援

高齢者のつどい、ふれあいサロンの運営支援、老人クラブ活動の支援などを行っています。

施設入所

養護老人ホーム・自立支援型グループホームなどへの入所

包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

これからもこの街で
暮らしていきたい



高齢者運転免許証自主返納支援事業

事業概要

町内に住民登録していて、有効期限内の運転免許証を返納した75歳以上の人に1回限り12,000円分のタクシー乗車券を支給(返納日から1年以内の申請であること)。

申請に必要なもの

- 申請書(役場で配付、町ホームページからダウンロード可能)
- 申請による運転免許の取消通知書の写し
- 印鑑

献上桃の郷おでかけパス事業

事業概要

町内の買い物等でタクシー利用する際に自己負担500円で利用できる制度。

対象者

町内に住民登録していて、下記のいずれかに該当する人

- ①70歳以上の人
- ②65歳～69歳までの人で前年度の町民税が非課税の人
- ③運転免許証を自主返納した人(運転経歴証明書の添付必須)

申請に必要なもの

- 申請書(役場で配付、町ホームページからダウンロード可能)
- 印鑑

注意点

- 町外は通院や調剤薬局のみ利用可能(ただし、町外走行分は全額利用者負担)。

障がい者福祉

健康福祉課 ☎024-582-1134

手帳の取得については、健康福祉課へ。

身体障害者手帳

身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分は、A、Bがあります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障がい程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- 本人が死亡したとき

各手当

障がいのある方及び障がいのある児童を家庭で監護している方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

サービス一覧

以下の支給・サービスを受けるには申請が必要です。なお、自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。

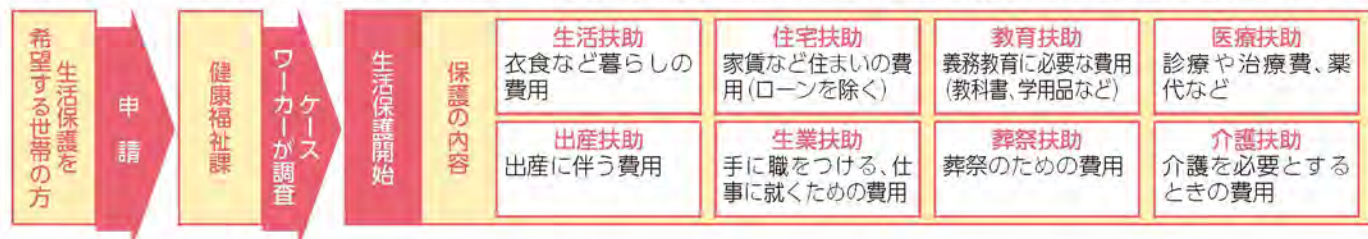
※各種制度をご利用する場合は、ご相談ください。

サービスの種類	内容		
補装具費の支給	支給要件に該当する方に対して、補装具（補聴器、義足、義肢、車いすなど）の購入費または修理費の支給を行います。		
日常生活用具の給付	支給要件に該当する方に対して、日常生活用具（聴覚障がい者用通信装置、電気式たん吸引器、ストマ用装具など）の支給を行います。		
自立支援医療費（更生医療）の支給	支給要件に該当する方（18歳以上）が、その障がいを軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を支給します。		
自立支援医療費（育成医療）の支給	身体に障がいのある児童（18歳未満）が治療によって身体障がいの除去・軽減効果が得られる者に医療費を支給します。		
自立支援医療費（精神通院医療）の支給	在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、通院医療費を支給します。		
自立支援給付（障害福祉サービス） 及び 地域生活支援事業	障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）	日中活動系サービス	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援など
		居住系サービス	施設入所支援・共同生活援助（グループホーム）など
		訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・短期入所（ショートステイ）など
	地域生活支援事業	日中一時支援事業・移動支援事業・自動車運転免許の取得費及び自動車改造費の助成など・意思疎通支援事業	
障害児通所給付	児童発達支援……小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 放課後等デイサービス…学校（幼稚園、大学除く）に就学中の障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。		
各種割引制度	身体・精神障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方は、バス運賃やNHKの受信料などの割引が受けられます。 ※障がいの種類、程度によっては受けられる制度が異なります。		

生活保護

健康福祉課 ☎024-582-1134

病気・失業などのために、日常生活が困難となり、資産・多種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。



広告

NPO法人桑折町共に生きる社会を創る会
障がい福祉サービス(就労継続支援)事業所

わ 輪 楽 創

働きたいを サポート 元気に楽しくを 応援 あなたの思いを プランに

就労支援 生活支援 支援相談

〒969-1641
桑折町大字南半田字二本木25番地の11

TEL:597-7902 FAX:597-7903

下記に該当する人は自分の健康を守るために健診を受けましょう。

健診項目	対象者	検査内容
桑折町特定健康診査	満40歳～74歳の桑折町国民健康保険加入者	問診、身体計測、診察、腹囲、血圧、血液検査（貧血、腎機能、尿酸値含む）、尿検査、心電図検査、眼底検査、インボディ測定
後期高齢者健診	後期高齢者医療加入者	問診、身体計測、診察、血圧、血液検査、尿検査、詳細検査（心電図、眼底、貧血、腎機能、尿酸）
肺がん検診	満40歳以上	胸部レントゲン撮影
結核検診	満65歳以上	
喀痰検診	満40歳以上で喫煙指数（1日喫煙本数×喫煙年数）600以上または6か月以内に血痰のあった者	喀痰採取検査
胃がん検診	満40歳以上	胃部X線撮影（バリウム）、胃カメラ検査 ※胃カメラ検査は満50歳以上で偶数年齢
大腸がん検診	満40歳以上	便潜血反応検査
前立腺がん検診	満50歳以上の男性	血液検査（PSA検査）
子宮頸がん検診	満20歳以上で偶数年齢の女性	子宮頸部の細胞診
乳がん検診	満40歳以上で偶数年齢の女性	マンモグラフィー検査
肝炎ウイルス検診	満40歳（41歳以上で検査歴のない方）	血液検査（B型肝炎・C型肝炎）
骨粗しょう症検診	満40、45、50、55、60、65、70歳の女性	骨密度検査
歯科検診	満20、30、40、50、60、70歳	歯科検診、歯科指導

その他の保健事業

健康福祉課 ☎024-582-1133

成人のための保健事業

事業内容

健康教育	生活習慣病予防に関する健康・栄養・運動の講話及び実習
健康相談	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な方へ保健師や栄養士による健康・栄養・運動に関する相談や心の相談
住民健診	特定健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検査、結核検診など
訪問指導	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な方へ保健師・栄養士による健康・栄養・運動などの訪問指導
食生活改善推進員活動事業	食生活改善推進員（ボランティア団体）による健康づくりのための栄養教室などの実施
高齢者予防接種	インフルエンザ、肺炎球菌、带状疱疹、新型コロナウイルス感染症

その他

事業内容

献血	移動献血車により町内で実施
在宅当番医（休日当番医）	日曜・祝日・お盆・年末年始は、当番制で診療しています

このほかにも、健康福祉課では健康や栄養、運動に関する教室や相談、健康測定などを行っています。



子育て・教育

子育て支援

健康福祉課 ☎024-582-1133

手当・助成など

母子健康手帳交付

妊娠に気が付いたら、早めに医療機関を受診し母子健康手帳の交付(11週以下)を受けましょう。

交付日	毎週金曜日
時間	午後1時～午後5時
場所	桑折町役場 健康福祉課 子育て支援係(1階)

※交付日に都合が悪い等の場合、こども家庭センター(024-582-6045)までご連絡ください。ご都合に合わせて、交付します。

すくすく育児パッケージプレゼント・訪問指導

妊娠34週前後に妊婦全戸訪問を実施し、育児に必要な育児用品をプレゼントします。また、出産直後お母さんと新生児の健康管理の確認と育児のアドバイスを行っています。

桑折町マタニティパス(妊産婦向け交通費助成事業)

桑折町に住民登録がある令和7年4月以降に母子手帳の交付を受けた妊婦に、出産予定日の5ヵ月後(月末)まで利用できるタクシー乗車券を12,000円分支給します。

妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査の費用15回分及び産後2週間健康診査1回分と産後1か月健康診査1回分を助成します。

妊婦歯科検診

町では、令和7年度より妊娠歯科検診を妊娠期間中に1回無料で実施します。

対象者は、桑折町在住の妊婦で、桑折町内の指定歯科医院で受けられます。【要予約】

子ども医療費助成制度

0歳～満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもが病気やケガで治療を受けたとき、保険適用分の医療費が助成されます。

助成内容

申請書を提出し承認されると、子ども医療費受給者証が交付されます。この受給者証の提示により対象地域内(伊達郡、伊達市、福島市内)での受診については支払いが免除されます。対象地域外で受診した場合は領収書があれば保険適用分を健康福祉課で返還できます。返還期限は受診後、5年以内です。

必要な書類

- 保険資格情報が分かる書類(対象となる子ども)
- 保護者名義の通帳

未熟児養育医療給付

出生時の体重が2,000g以下等で入院養育が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。

産後ケア

出産後の疲労回復や母乳育児不安等に対応するため、県助産師会と契約し、助産院に滞在(日帰りまたは宿泊)していただき、助産師による支援を行います。対象者は、産後1年未満の母子です。

すくすくの日(育児相談)

乳幼児の身長・体重測定をし、お子さんの発育を確認するほか、保健師、助産師、保育士による育児相談も行っています。日時は、毎週金曜日の午後1時から5時まで、場所は役場相談室です。また、予防接種の受け方や離乳食のすすめ方などは、随時受け付けています。

不妊治療費助成

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、健康保険適用の自己負担分について治療費の一部を最大6回まで、1回目10万円を限度に助成します。



子育て・教育

読書を通じて言葉を学び、創造を育てましょう



読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。しかし、近年では子どもの「読書離れ」が指摘されています。そこで平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、施策の総合的かつ計画的な推進を図られることとなりました。家庭でも読み聞かせなどを通じて子どもたちの未来をより豊かなものにしていきましょう。

出典:文部科学省ホームページ「子どもの読書活動推進」(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/suisin/index.htm)の内容を引用・編集・加工して作成。

児童手当

18歳(高校卒業)までのお子さんを養育している方に手当が支給されます。

※公務員の方は勤務先に申請をしてください。

支給対象

0歳～18歳年度末までの児童を養育している方

対象	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～18歳年度末	10,000円	

※保護者が監護している22歳(大学生年代)までの児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

出産育児一時金 問 税務住民課 ☎024-582-2114

出産育児一時金は、出産された方が出産時に加入している健康保険から支給されます。

国民健康保険に加入されている方

出産一時金として488,000円を支給します。(医療機関が産科医療補償制度に加入しているとプラス12,000円)原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

⚠ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

こおり青空こども園 子育て支援センター“ももも”

問 健康福祉課 ☎024-582-1133

桑折町在住か桑折町内で勤務する生後1か月から就学前までの親子を対象に親子のふれあい、親子同士の交流を深める活動や、面談等で子育て相談も実施。

所在地	問合せ先	開所日時
桑折町字東段30番地の4 こおり青空こども園 内	こおり青空こども園 子育て支援センター“ももも” ☎024-529-5416	月～金曜日・週5日 (土・日・祝日・年末年始12/29～1/5は閉設) 開園時間 午前9時～午後4時 活動時間 午前9時30分～ 午後3時30分

※料金:無料 ※講演会などの参加費等300円～500円程度かかることもあります。

一時預かり事業も実施:事前登録必要

保護者の通院・冠婚葬祭・リフレッシュ等、理由を問わず1時間単位で就学前までのお子さんを一時的にお預かりする事業。

- 対象者:桑折町在住か桑折町内で勤務する保護者とそのこども(生後6か月～就学前まで)
- 利用可能日:月～金曜日(土・日・祝日・年末年始12/29～1/5は閉設)
- 預かり時間:午前9時30分～午後3時30分(1時間～6時間まで)
- 利用料金

	1日(6時間)	半日(4時間以内)
0歳児	3,000円	2,000円
1,2歳児	2,000円	1,500円
3歳児以上	1,500円	1,000円

・給食費:300円/食 ・おやつ代:100円/食

ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭の母、父及び児童、父母のいない児童とその児童を養育する者を対象に、保険適用分の医療費(医科・歯科・調剤など)が助成されます。所得制限があります。

母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子家庭や寡婦の方が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸し付け相談を行っています(県事業)。

貸付の種類

- 修学資金(高校～大学)
- 事業開始資金
- 事業継続資金
- 技術習得資金
- 修業資金
- 就職支度資金
- 住宅資金
- 転宅資金
- 就学支度資金
- 結婚資金
- 生活資金
- 医療介護資金

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもや、一定の障がいのある父母が子どもを育てている場合に支給される手当です。支給には、所得やその他の制限があります。

⚠ 手当が支給されない場合

支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者及び児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けるときなど手当が支給されない場合があります。



定期接種

予防接種法によって定められた定期の予防接種の費用は、町が全額負担します。

種類	対象時期	接種回数	接種方法	予診票
B型肝炎	1歳未満	3回	指定医療機関にて個別接種(通年)	新生児訪問時に配付
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～5歳未満	接種開始年齢に応じ1～4回		
ヒブワクチン	生後2か月～5歳未満	接種開始年齢に応じ1～4回		
四種混合(百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ)	1期初回 生後2か月～90か月未満 (生後2か月～12か月が望ましい)	3週間～8週間間隔で3回		
	1期追加 生後2か月～90か月未満	1期初回終了後、 12か月～18か月後に1回		郵送(小学6年生)
令和6年4月～五種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ)	1期初回 生後2か月～90か月未満	20日以上の間隔をおいて3回		
	1期追加 生後2か月～90か月未満	1期初回終了後6か月以上の間隔をおいて1回		新生児訪問時に配付
二種混合(ジフテリア、破傷風)	2期 11歳～13歳未満(6年生)	1回		
BCG(結核)	生後1歳未満 (生後5か月～8か月未満が望ましい)	1回		
麻しん風しん混合	1期 生後12か月～24か月未満	1回		郵送(4年生)
	2期 5歳以上7歳未満で、 小学校就学前の1年間	1回		
日本脳炎 ※20歳未満でまだ受けていない方は、助成の対象になる場合があります。	1期初回 生後6か月～90か月未満 (3歳からが望ましい)	6日～28日間隔で2回		新生児訪問時に配付
	1期追加 生後6か月～90か月未満 (4歳からが望ましい)	1期初回終了後、おおむね1年後に1回		
	2期 9歳～13歳未満(4年生)	1回		郵送(4年生)
水痘(みずぼうそう)	1歳～3歳未満	2回		新生児訪問時に配付
子宮頸がん	小学6年生～高校1年生に相当する年齢の女子 ※H9～H20年度生まれの方でR7.3.31までに1回以上接種した方は、R8.3.31まで接種可	1回目の接種が15歳未満の方は2回接種 1回目の接種が15歳以上の方は3回接種		郵送(小学6年生)
成人風しん	5期 S37.4.2生～S54.4.1生の男性で、すでに抗体検査を実施した方	抗体検査陰性の場合 R9.3.31まで予防接種1回		郵送
ロタウイルス	生後6週から32週未満	2回または3回接種 ※初回接種については、生後2か月に至った日から出生14週6日後までに必ず接種		新生児訪問時に配布

任意接種

次の任意接種の予防接種費用を、町が一部又は全額負担します。この予防接種は、効果や副反応等を理解したうえで保護者又はご本人自身が接種をするか決めて行うものです。不明な点は主治医にご相談してください。

種類	対象時期	接種回数	接種方法	予診票
成人風しん	①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の配偶者 ③婚姻を予定している男性 ④定期予防接種対象者のうち、抗体検査結果が「陰性」であった方	抗体検査1回 抗体検査陰性の場合 予防接種1回	指定医療機関にて個別接種(通年)	希望者は問い合わせください
インフルエンザ	生後6か月～18歳(高校3年生相当年齢)、妊婦	1回 ※1回のみ1,000円助成 ※13歳未満は2回	指定医療機関にて個別接種(季節性)	福島市・伊達市・伊達郡の医療機関に備え付けてあります。
おたふくかぜ	1歳児	1回 ※1回のみ2,000円助成	指定医療機関にて個別接種(通年)	新生児訪問時に配布

●問い合わせ先 こども家庭センターすくすく(1階) ☎582-6045
 □ sukusuku@town.koori.fukushima.jp



子育て・教育

乳幼児健康診査

問 健康福祉課 ☎024-582-1133

健診名		内容
健 個 診 別	1か月児健康診査 [委託医療機関で実施]	身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等
集 団 健 診	4か月児健康診査	診察、計測、個別指導、離乳食・栄養相談、ブックスタート、母乳育児支援、保護者の尿中塩分測定など。
	7か月児健康診査	
	10～11か月児健康診査	診察、計測、個別指導、栄養相談、歯科衛生士によるブラッシング指導など
	1歳6か月児健康診査	診察、計測、個別指導、栄養相談、ブラッシング指導、フッ化物歯面塗布、保護者の歯科健康診査、かわり方相談(希望者)など
	3歳6か月児健康診査	診察、計測、個別指導、栄養相談、視覚・聴覚・尿検査、フッ化物歯面塗布、かわり方相談(希望者)など

※対象者には個別通知します。

認定こども園

問 教育文化課 ☎024-582-2403

入園について

対象者

桑折町に住民登録している生後2か月～5歳の乳幼児で、保護者及び同居の親族などが家庭で保育できない場合

保育料

- ①入園月初日の世帯員構成
- ②市町村民税の額に応じて算定

入園申込

- 新年度4月からの入園
11月中旬よりホームページ 広報こおり お知らせ版などでお知らせします。
- 年度の途中入園
教育文化課までお問い合わせください。

こども園名	住 所	問合せ先	入 園		延長保育
			定 員	受 入	
こおり青空こども園	桑折町字東段30-4	024-529-6387	195名	生後2ヵ月	18:00～19:00

幼稚園・預かり保育

問 教育文化課 ☎024-582-2403

幼稚園

町立幼稚園は、桑折町に住民登録をしている3～5歳を対象に、毎年11月中旬より入園児を募集します。詳しくは広報こおり お知らせ版やホームページに掲載します。

施設名	所在地	問合せ先
醸芳幼稚園	字桑島三11-24	024-582-3014

預かり保育

保護者が就労等の理由により、家庭での保育が困難な園児を対象に、幼稚園降園後から最長午後7時まで保護者に代わって保育を行います。一時的に保育が必要となった場合の臨時預かり保育も実施します。

スポーツ施設・公民館等

問 教育文化課 ☎024-582-2403

施設名	住所	電話番号
桑折公民館(町民会館)	字桑島三103	☎024-582-2564
睦合公民館(睦合ふれあい会館)	成田字坊ノ内19-1	☎024-582-2468
伊達崎公民館	下郡字堂ノ前11-1	☎024-582-4313
半田公民館(半田コミュニティセンター)	南半田字八反田10-1	☎024-582-3121
屋内温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ!」(桑折町中央公民館)	上郡字弁慶20-1	☎024-582-3129
桑折町民体育館	上郡字林泉寺前1-1	
桑折町民運動場	上郡字弁慶1	
桑折テニスコート	上郡字弁慶25-1	
遊学館よも～よ(中央公民館分室図書室)	谷地字道下6-1	☎024-582-5388
旧伊達郡役所	字陣屋12	☎024-582-5507

教育委員会・学校

桑折町教育委員会

●住所：桑折町大字谷地字道下22-7

学校

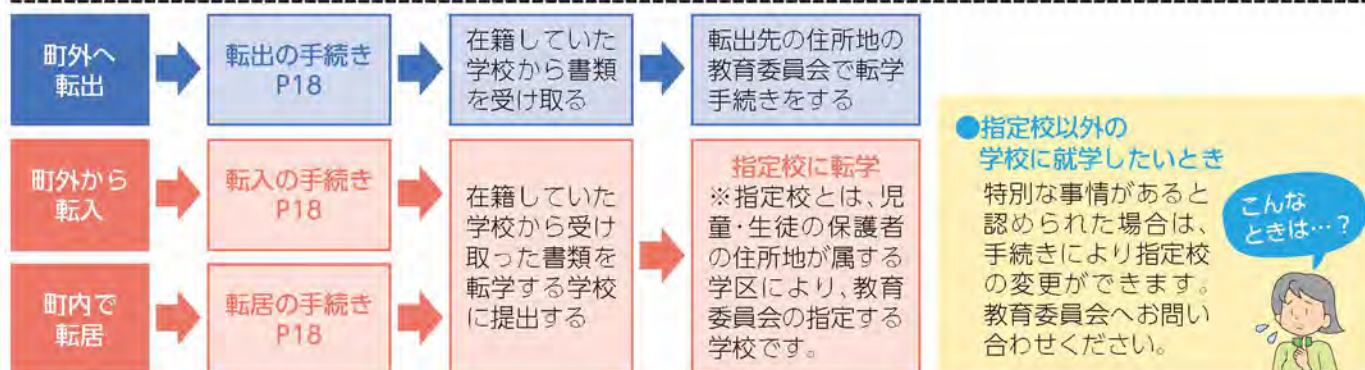
学校名	住所	電話番号
桑折町立醸芳小学校	字桑島三2-8	☎024-582-2014
桑折町立睦合小学校	成田字堰上46-3	☎024-582-2469
桑折町立半田醸芳小学校	南半田字上田町5	☎024-582-3106
桑折町立伊達崎小学校	下郡字細町1	☎024-582-5870
桑折町立醸芳中学校	上郡字柳下5	☎024-582-3162

小・中学校に関する手続き

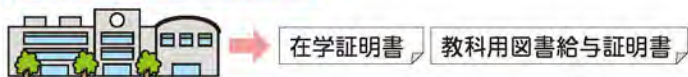
問 教育文化課 ☎024-582-2403

町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学していただきます。
1月末までに自宅に「就学通知書」をお送りします。

引っ越した時の手続きの流れ



在籍の学校から受け取る書類



こんなときは…？



●就学費用のことで困っているとき
経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者の方へ、世帯の収入額に応じ学用品費などの一部を援助します。

●お子さんの心身状態に不安があるとき
発達の遅れや障がいのある児童・生徒について、就学に関する教育相談を随時行っています。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

問 教育文化課 ☎024-582-2403

町立小学校の児童で、保護者が就労等の理由により家庭で保育を受けられない小学1年生から6年生を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中に最長午後7時まで保護者に代わって保育します。一時的に保育が必要となった場合の臨時放課後児童保育も実施しています。

放課後児童クラブ一覧

児童クラブ一覧	住所	電話番号
桑折町児童館	字桑島三2-7	☎024-582-1500
むつあい子どもクラブ	成田字小峯14	☎024-582-5425
はんだ子どもクラブ	南半田字八反田5-1	☎024-582-3006
だんざき子どもクラブ	下郡字下郡前4-2	☎024-582-2565



生活・環境

ごみ

生活環境課 ☎024-582-2123

ごみは、ルールを守って出しましょう。

町が収集するごみ

もやせるごみ (可燃物)	指定ごみ袋	台所の生ごみ、貝がら、皮革類、納豆の容器、衣類、ビデオテープ、紙おむつ、おもちゃ及びプラスチック、枝・木・草・葉、使い捨てカイロ
もやせないごみ (不燃物)	指定コンテナ	アルミ缶・スチール缶、かんづめ缶、刃物、ガラス類、コップ、ほ乳びん(乳首はもやせるごみ)、蛍光灯(電球類)、スプレー缶、カセットボンベ、金属製キャップ、耐熱ガラス、ガラスの花瓶、植木鉢、陶器類、化粧品の乳白色びん、乾電池
プラスチック製 容器包装	資源専用袋	カップ麺の容器、キャップ、ふた類、シャンプー・洗剤の容器、食品トレイ、ペットボトルのラベル、外装フィルム、レジ袋・菓子などの袋、発泡スチロール
ペットボトル	資源専用袋	★ペットボトルも★ガラスびんも①水で洗って②ふたは別にし出す
ガラスびん	資源専用袋	①無色びん ②茶色びん ③その他びん
粗大ごみ	資源収集等処理組合で資源化	乗物玩具や乳母車、レンジ、ストーブ、ガス湯沸器、たみ、コードの付いた電化製品、かさ、針金、三輪車、自転車、金物類、一斗缶、ふとん・マットレス、ハンガー(金属製)、たんす
紙資源		新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、雑紙・コピー用紙等、牛乳・ジュース等紙パック
小型家電リサイクル		ノートパソコン、携帯電話、デジタルカメラ、音響機器、補助記憶装置(HDD)、ゲーム機、カーナビ
出せないもの		消火器、注射器、タイヤ、バイク、農機具、資源有効利用促進法の対象品、電動アシスト自転車のバッテリー、家電リサイクル法の対象品、ガスボンベ、練炭・豆炭等の残灰、石・土砂・汚泥・コンクリート等、デスクトップパソコン、充電式電池、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、衣類乾燥機、冷凍庫

ごみ収集カレンダー 収集日程

地区名	曜日	月	火	水		木	金
桑折地区 (追分地区を含む)		もやせるごみ (可燃物)	紙資源 第2・第4・第5	びん(3色) ペットボトル 第1・第3・第5	もやせないごみ (不燃物) 第2・第4	プラスチック製 容器包装	もやせるごみ (可燃物)
		粗大ごみは毎月第1火曜日				毎月第3火曜日の収集はお休みです。	

地区名	曜日	月	火	水	木		金
睦合地区 伊達崎地区 半田地区		もやせるごみ (可燃物)	紙資源 第2・第4・第5	プラスチック製 容器包装	びん(3色) ペットボトル 第1・第3・第5	もやせないごみ (不燃物) 第2・第4	もやせるごみ (可燃物)
		粗大ごみは毎月第3火曜日			毎月第1火曜日の収集はお休みです。		

ごみの出し方のルール

- 指定日当日の朝から午前8時30分までに指定収集場所に出してください。
 - 土曜日や日曜日、祝日、12月31日～1月3日は休みます。
 - このルールが守られていないごみは収集しませんので、必ず守ってください。
- ※清掃センターでは、小動物(犬・猫等のペット)の焼却業務をしております。(有料・直接搬入)

お願い

- ★事業活動に伴って発生するごみ(事業系一般廃棄物)については、収集場所に出さないでください。自己搬入するか、廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。
- 収集後の空になった指定コンテナは、事故防止のため早く片付けてください。
- 収集日以外、指定収集場所以外、または収集後、夜間などは絶対に出さないでください。
- 家屋の廃材等は、産業廃棄物処理業者などへご相談ください。
- 家庭からの一時的な大量のごみは、自己搬入するか町の許可業者に依頼してください。
- ごみは、収集日以外は収集しませんので絶対に出さないでください。

清掃センターへ直接ごみを搬入する場合

- ①住所・氏名・電話番号をお伺いし、運転免許証等を確認させていただきます。
- ②出し方ルールにより分別し、原則本人が持ち込みしてください。

受付日 月～金曜日、12月29日・30日

時間 午前8:40～11:30 午後1:00～4:00
(12月30日は3:00まで)

休み 土曜日、指定日(粗大ごみ)以外の日曜日、祝日、振替休日、12月31日～1月3日

……直接搬入に関するお問い合わせ先は
「伊達地方衛生処理組合 清掃センター」へ……

☎024-582-2051

URL <https://www.date-eisei.jp/>

- 不明な点は、桑折町役場生活環境課(電話582-2123)におたずねください。
ごみの出し方のルールを守り、きれいなまちづくり

△ ご利用ください！

ごみの収集日程や分別方法が分かる



福島県環境アプリ

広告

マイバッグを使いましょう

環境に配慮した生活を

レジ袋の代わりにマイバッグ
やかごの持参。

詰め替え商品の購入。

過剰包装を避ける。

ゴミ出しの分別回収に協力。

など環境に配慮した生活を
かけましょう。



～豊かな環境を未来へつなぐ～

一般産業廃棄物収集運搬

県北清掃環境サービス株式会社

- ★引越や移転時の不用品・粗大ごみ
- ★事務所、店舗、飲食店等の営業ごみ
- ★遺品整理による一般ごみ・粗大ごみ
- ★工事現場及び事業所等の産業廃棄物

事業所系の定期回収やご家庭の臨時回収を承ります。

■福島県許可番号 第 00701186158 号

〒969-1663

伊達郡桑折町大字伊達崎字前川原田 3

ごみ収集や運搬に関するお問合せ

見積
無料

TEL 024-573-5006

FAX 024-573-5007



生活・環境

水道を使い始めたり止めたりするときは、届出が必要です。



水道の利用開始と中止

引っ越しが決まったら…

転入、町内転居の場合

開始(開栓)届の提出

水道の利用
を
開始

町外への転出、転居の場合

中止(閉栓)届の提出

水道の利用
を
中止



引っ越しの日の5日前までに、
上下水道係に電話連絡を…

下記の必要事項についてお伝えください。

- ①住所・氏名
- ②利用開始予定日
- ③電話番号
- ④支払方法
(口座振替、納入通知書)
※クレジットカードでの支払は
できません。



⚠ 届出を行わずに無断で使用された
場合、停水処分となることがありま
す。

◎水道使用者の名義が変わるときや長い間水道を使用しないときも上下水道係にご
連絡ください。

- ①お客様番号
(「請求書」「水道使用量のお知らせ
(検針票)」に記載されています。)
- ②現住所・契約者氏名・電話番号
- ③引っ越し予定日
(最後に使用する日)
- ④引っ越し先の住所・電話番号
- ⑤精算方法
(口座振替、納入通知書)
※クレジットカードでの支払は
できません。

退出時までの料金を、計算して支払い
ます。

⚠ 届出を行わずに転出・転居された場
合、その後の使用量の負担が生じる
場合があります。

水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使
用量に基づいて算定します。

●水道料金を指定納期限内にお支払い
いただけない場合、給水を停止するこ
とがありますので、ご注意ください。

【支払い方法】

料金の請求は、下水道料金とあわせて
月1回となっています。

下記取扱窓口にてお支払いください。

- 1 町役場会計室
- 2 取扱金融機関

東邦銀行・福島銀行・福島信用金
庫・ふくしま未来農業協同組合・ゆ
うち銀行・大東銀行・東北労働金
庫

- 3 コンビニエンスストアにて納付

料金の支払いは、便利な

「口座振替」がおすすめです！

金融機関または郵便局にてお申し
込みください。

お支払日は毎月25日です。

必要なもの：領収書、通帳、届出印鑑

漏水が発生したら

すぐに桑折町指定の水
道事業者へ修理を依頼
してください。

(HPに指定工事業者一
覧表があります。)



～住みよい街の環境づくり～
浄化槽清掃・一般汲取

朝倉産業 有限会社

代表取締役 朝倉 寿

〒969-1652 桑折町大字成田字百目木1
TEL (024)582-6424
FAX (024)582-5805

この街のいい環境と未来をつくります。

給排水衛生設備・冷暖房設備
浄化槽設備・水廻りのリフォーム

遠藤設備工業 有限会社

代表取締役 遠藤賢市

〒969-1612 桑折町字西大隅48番地4
TEL(024)582-4716 FAX(024)582-6716

おまかせください!
電気・水道・ガス・家電

電気工事 修理
水道工事 修理
給湯器販売 取付け 修理
家電製品 販売 取付け
リフォーム工事 住宅改修

桑折ガス株式会社
桑折町大字上郡字林泉寺前45-1
tel.024-582-4276
fax.024-582-6053

下水道・浄化槽

建設水道課上下水道係 ☎024-582-1100

きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。利用できる区域にお住まいで、下水道の接続をされていない場合は、水洗化の促進と環境衛生の向上を図るため、早めの接続工事をお願いします。

【下水道排水設備等整備資金利子補給】

下水道排水設備接続工事費用を町が指定する金融機関から無利子で借りることができる制度がありますので上下水道係へご相談ください。

下水道使用料

下水道使用料金は、下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、使用水量に応じて算定されます。使用料の支払いは上水道の料金と一緒に請求しますので、納期限内にお支払いください。便利な口座振替をご利用ください。

こんな場合は手続きを

下水道使用区域で、次のような場合には届出の手続きをしてください。

- 転入、転出をされる時
(上水道の手続きをされた場合は必要ありません)
- 使用者や所有者が変わるとき
- 井戸水使用や井戸水併用使用をしている世帯の人数が変わるとき

浄化槽

下水道未整備区域は、浄化槽を設置して生活雑排水を処理します。転入。転出をされる時は手続きをしてください。さらに浄化槽は定期的な点検や検査などが必要で、適切な維持管理を行うため、保守点検及び清掃を業者に依頼してください。

【合併処理浄化槽設置補助金】

合併処理浄化槽の設置及び入替工事の際は町の補助金を利用できます。

補助金を受けるには要件がありますのでくわしくは上下水道係へお問い合わせください。

排水設備の維持管理について

家庭からの汚水を公共下水道に流すために、宅地内に設置された枥や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレットペーパー)を使ってください。

もしも下水道排水設備(個人管理)が詰まったら

(トイレ、台所、風呂場など)

指定工事業者にご連絡ください。
(HPに指定工事業者一覧表があります。)



広告

協同組合県北地区浄化槽管理協会
地域皆様の快適な水環境を守るため、私たちがお伺いします。
 ～当協会では、環境省の推奨する『浄化槽年間一括契約』を推進しております。～

◆トイレのつまり ◆排水のつまり ◆臭い ◆音がうるさい など
 浄化槽や水回りの事なんでもお気軽にお電話ください!!

365日 年中無休! ☎0120-01-5164

〒969-1663 桑折町大字伊達崎字前川原田3番地 TEL 024-582-5164 / FAX 024-582-5370



生活・環境

〈新築・増築するとき〉

建物を新築、増築する場合、建物用途や構造、規模によっては確認申請書の提出が必要です。

〈建物を解体するとき〉

床面積が80㎡以上の建物を解体する場合は、工事を始める7日前までに県知事への届出が必要です。なお、町内に事業所を有する事業者を用いて空家を解体する場合、解体費用の一部が補助されます。

〈景観を守るために〉

町内で景観に影響を与えるおそれのある建築物の新築や工作物の新設等を行う場合は、県知事への届出が必要です。

〈土地取引をするとき〉

次の面積以上の土地取引(売買など)を行う場合は、契約締結後2週間以内に県知事への届出が必要です。

- ・市街化区域…………… 2,000㎡以上
- ・市街化調整区域…………… 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外の区域… 10,000㎡以上

※契約1件あたりの面積は小さくても、取得しようとする一団の土地の面積が上記の面積となる場合(買いの一団)には届出が必要です

〈屋外広告物を表示・設置するとき〉

町内に屋外広告物(看板など)を表示または設置するときは、自己の所有する土地や建物でも、「屋外広告物法」や「福島県屋外広告物条例」などの規定により、町の許可が必要です。

犬の登録・狂犬病予防接種

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届出、登録事項変更の届出は必ず行ってください。

犬を飼ったら	予防接種	犬が死亡したら
 登録は犬の生涯に一度です 生後90日を経過した日から 	年1回 予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。	 飼い犬が死亡したら、役場に届け出てください。
手続きができる場所		
1 桑折町役場 2 狂犬病予防注射集団接種会場またはお近くの動物病院もしくは獣医師様(毎年4月～5月の間に実施)	1 狂犬病予防注射済票の交付には狂犬病予防注射済証明書が必要です。	桑折町役場
登録を申請	鑑札の交付	死亡届出書を提出
登録手数料 3,000円	狂犬病予防注射	狂犬病予防注射済票交付の手続き
	交付手数料 550円	必要なもの 鑑札・注射済票
飼い主が変わった・引っ越した 登録事項の変更届出書を提出 ●桑折町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の登録鑑札を窓口へ持ってきてください。 ●犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。		

犬と散歩するときのマナー

動物と楽しい暮らしを

- ・散歩中に排泄したフンは袋に入れて家に持ち帰りましょう。
- ・電柱などにオシッコをしたときは、ペットボトルなどに入れた水で流しておきましょう。
- ・散歩中はリードを付けましょう。付近に人がいるときは短めにリードを持って注意してください。



猫と暮らすポイント

動物と楽しい暮らしを

- ・子猫を望まないのであれば不妊・去勢などの処置を行いましょう。発情期の変った鳴き声やおしっこかけも減少します。
- ・野良猫への安易なエサやりはご近所への迷惑になったり、不幸な子猫を増やす元です。エサを与えるのであれば自らの飼い猫にするなど責任を持ちましょう。





相談・町内会

各種相談

各担当窓口へ

相談種別	内容	窓口
行政相談	行政相談委員が、国に対する要望などを随時受け付け、担当機関に取り次いで解決を図ります。町の行政に対する要望なども受け付けています。	生活環境課 ☎024-582-2123
消費生活相談	消費生活や多重債務に関する相談を受け付けます。	生活環境課 ☎024-582-2123
子育て相談	専門のスタッフ（保健師、助産師、保育士、管理栄養士）が様々な不安や悩みなどの相談に個別にお応えします。	こども家庭センター ☎024-582-6045
健康相談	心身の健康についての不安や、メタボリックシンドロームの改善点など、保健師・管理栄養士が相談に応じます。	健康福祉課 ☎024-582-1133
人権相談	人権の侵害や差別などで困った時は、人権擁護委員などが随時相談に応じます。	健康福祉課 ☎024-582-1134
納税相談	納期限内に納められないなど、納税に関する相談を受け付けます。	税務住民課 ☎024-582-2114

あなたも町内会へ

☎生活環境課 ☎024-582-2123

地域に親しんでいただき、町政や地域の情報を確実に入手していただくため、町内会に加入しましょう。

▶ 町内会ではふれあいを通して住みよいまちづくり活動を行っています

環境美化活動

ごみステーション・道路・河川など生活に身近な場所の環境美化に努めます。

広報紙などの配布

町が発行する広報紙やお知らせなどを配布します。また、地域で行われる行事など身近な情報もお知らせします。

親睦行事の実施

地域住民との交流や親睦を深めるためのコミュニティ事業を開催します。



相談・町内会

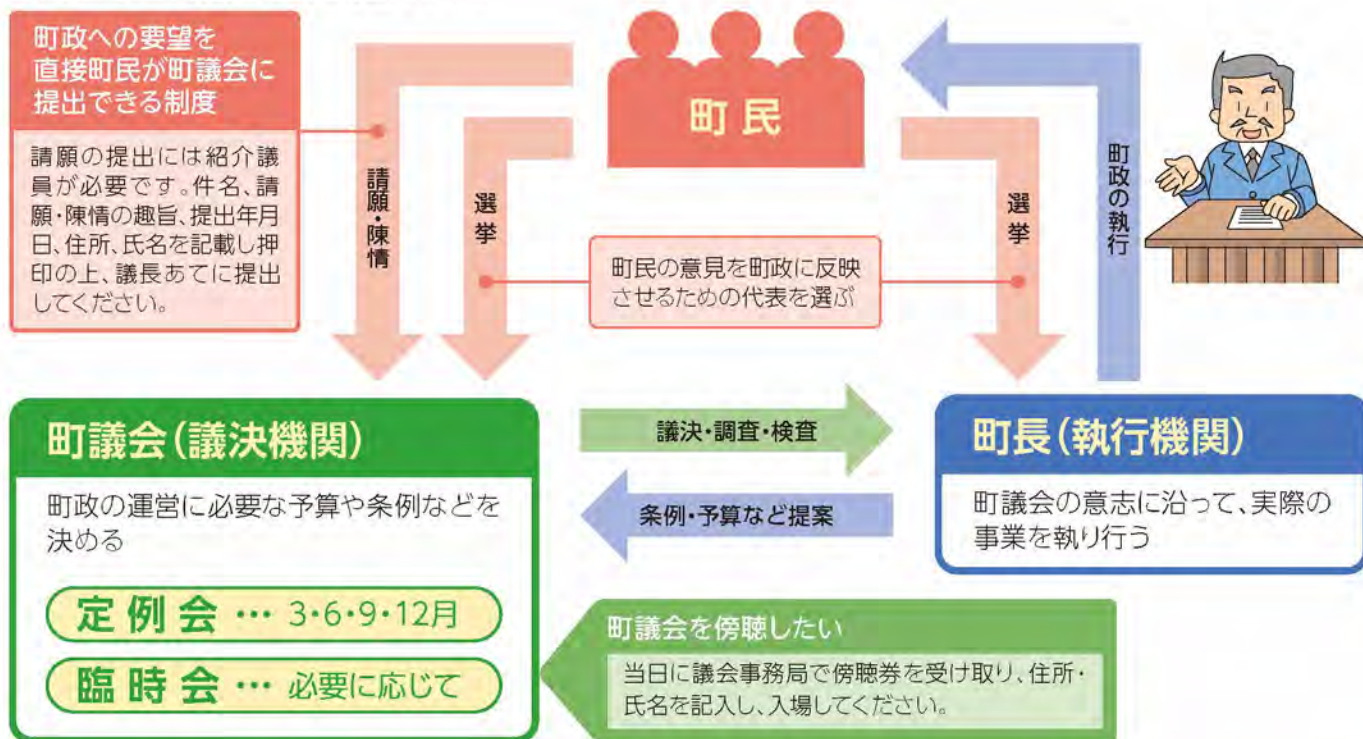


議会・選挙

町議会の仕組み

問 議会事務局 ☎024-582-2113

町議会と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。



選挙権

問 選挙管理委員会 ☎024-582-2111

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている方が投票できます。

選挙権を持つ対象者

選挙人名簿には、次の要件を満たしている方が登録されます。

- 満18歳以上の日本国民
- 転入の届出をした日から引き続き3か月以上、住民基本台帳に記載されていること。

登録の時期は、次のとおりです。

定時登録

毎年3・6・9・12月の各月の1日を基準日として、登録します。

選挙時登録

選挙の都度、基準日及び登録日を定めて登録します。

選挙の管理・執行の種類

- **国政選挙**
衆議院議員総選挙
参議院議員通常選挙
- **地方選挙**
県知事選挙
県議会議員選挙
町長選挙
町議会議員選挙

こんな投票もできます

投票の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事や用事で投票日に投票所に行けない方	桑折町役場	
不在者投票	入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない方	他の市区町村や指定病院など	郵送などに時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。
郵便投票	「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をお持ちの方など	自宅	障がいの種別や程度によって異なります。 この制度を利用される場合は、「郵便投票証明書」が必要です。 詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

リフォームの基礎知識

リフォームするには、
具体的な計画を立てない!

- ・時期、期間は?
- ・予算は?

リフォームの目的から
具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も
大切なポイントです。

事業者を決める～契約する

- ・施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか?
- ・実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か?
- ・候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか?



- ・工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か?
- ・工程表に基づいて進んでいるか?
- ・変更・追加などが発生していないか?

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。



着工後

- ・事業者立ち会いの下、確認をし説明を受けたか?
- ・今後のメンテナンスや保証先を確認したか?

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・提案書や契約書だけではなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



株式会社サイネックスによる
編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



～住まいのお悩みなら五島屋へご相談ください～



- ・住宅設備機器・エクステリア・建材
- ・建築資材金物・住宅リフォーム・灯油
- ・排水設備・オール電化

〒969-1603 桑折町字上町74

TEL:024-582-3247

FAX:024-582-3947

五島屋ホームページはこちら▶▶▶



あなたの住まいとまちづくりをサポートします



空き家・空き店舗対策から取り組むまちづくり
診断実績100棟以上 住宅の耐震診断・改修設計
愛犬・愛猫にも配慮した「ペットも家族」の家づくり

地域に根差した安心と信頼の家づくり

おの建築設計事務所

代表 小野 紀章

詳しい内容・お問い合わせは
〒969-1627 桑折町字諏訪40-22

TEL.024-582-3004 FAX.024-582-6335

《受付時間》10:00～18:00 《休日》日曜・祝日



塗装のことならお任せ下さい!

一般建築塗装・防水塗装請負

福島県知事許可(般)第16537号

有限会社 幕田塗装店

代表取締役 八巻 弘

TEL FAX 024-582-2337
090-1931-3244

〒969-1613 桑折町桑島二9-11

あなたの街の電器店

ソニーショップ パナソニックショップ



有限会社 高橋電器

家電のことは
何でもご相談下さい!

キッチン バス 洗面 トイレ

のリフォームも承ります!

■定休日/水曜日

桑折町大字谷地字南5-2

TEL024-582-6222

FAX024-582-3341

快適な住まい造りのお手伝い

ウッドワーク

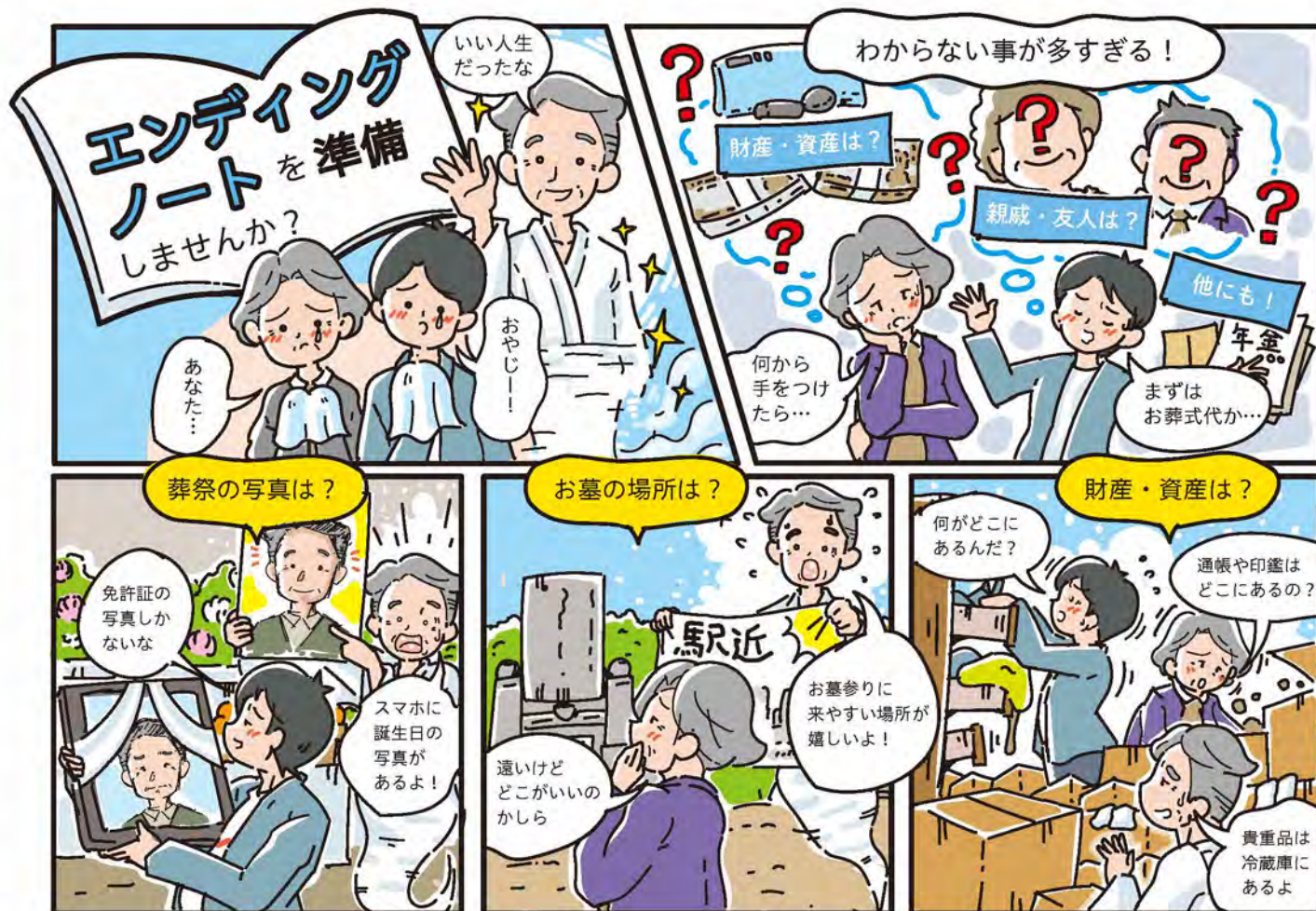
代表 田中 満

建設業許可番号(般)第28390号

〒969-1643 桑折町大字谷地字添9-5

TEL 024-582-6812

FAX 024-582-6813



仏壇仏具Q&A

Q お仏具とお供えものは
どんなものがあてですか？

A 仏具とは、お仏壇を飾り、毎日
お供えするご飯、花やお茶、果
物などをお供えする用具、器
などをさします。宗派により
用いる仏具が異なります。

Q お仏壇を購入するのに
いい日にちって
ありますか？

A 「思立ったが吉日」という言
葉にもあるように、お仏壇を
購入または買替えるのに、良
い日・悪い日というのはあり
ません。

Q どんなお仏壇を
購入すればいいですか？

A 宗派・地域によりおまつりす
るお仏壇に違いがあります。
それを踏まえた上で、おまつ
りする場所にあった大きさ、
デザイン、色、材質などで選べ
るとよいでしょう。

※全日本宗教用具協同組合ホームページより引用

～人生と言う名の道のりを…
皆様と共にしのげる空間～
係員が真心のこもったサービスと
充実した内容でお手伝いいたします。

駐車場
150台
有り

安設所有り

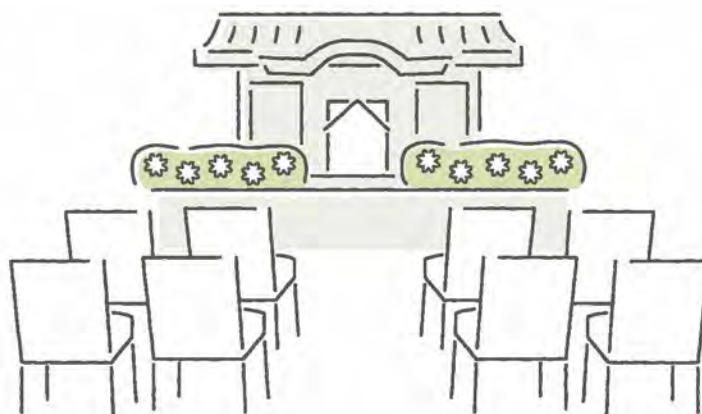
ごとう斎場

有限会社 **後藤葬祭**

桑折町字町裏57-3

24時間
365日
受付致します

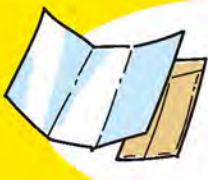
☎(024)582-4696
☎0120-01-4696







☑ 自分のこと
氏名から病気まで、自分の個人情報を一通り記載しておきましょう。



☑ 遺言書
遺言書は弁護士に相談して作成し、保管場所も書き残しておきましょう。



☑ 遺品
品名・譲渡先のリストを残しておきましょう。



☑ 保険や私的年金
生命保険をはじめ各所保険や個人年金・企業年金などの情報を残しておきましょう。



☑ 解約など
ネットなどで会員登録をしている場合はアカウントやパスワードの情報を残しましょう。



書いておけば良かったなあ

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



和型墓石



洋型墓石



和洋型墓石

絆をつくる お墓づくりを お手伝い

・石段施工・石堀施工・石工事
・記念碑・石積み施工・基礎工事

「石」全般のお困りごとや「石」の工事も全てお任せください。

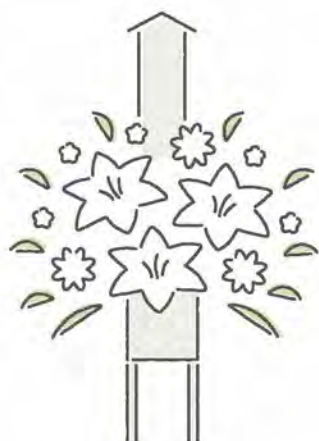
阿部石材は桑折町に創業以来、地元の皆様の大切なお墓をお作りし、そしてお守りしてまいりました。お墓は、家族の絆の証であり、ご先祖から受け継がれてきた命の大切さを子供たちに伝える場でもあります。お客様に寄り添ったお墓のご提案にはじまり、丁寧な施工から、建てた後のアフターフォローのご相談も安心の私ども阿部石材にお墓づくりをお任せください。

新規ご建立
お墓の修理
お墓の引っ越し
ご納骨
戒名追加彫刻
お墓じまい



阿部石材株式会社

TEL.024-582-1160 FAX.024-573-7210
〒969-1605 桑折町字堰合32-1



国内外産原石・石製品販売・墓地造成工事
お墓のリフォーム・戒名彫刻
お墓のお引っ越し・墓じまい・墓地のご紹介



有限会社 遠藤石材工業

代表取締役 遠藤 幸宏

【本社】〒969-1731 国見町大字森山字東国見 36
TEL.024-585-2166 FAX.024-585-3100
【相馬営業所】〒976-0012 相馬市北小泉寺前 251-1
TEL/FAX.0244-26-3831

行きます・聞きます・提案します

桑折町商工会

chamber of commerce

商工会のご案内

桑折町商工会は、主として桑折町における商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、法律に基づき設立された「特殊認可法人」です。商工業者の経営支援や地域の活性化を図るための様々な活動・事業を行っております。

商工会は、経営改善普及事業と地域総合振興事業を推進しております。「会員にとって魅力ある商工会」・「地域から頼られる商工会」を目指して提案・行動・連携の活動をもとに商工会活動を実施します。

みなさまの経営の改善発達のために

*経営改善普及事業

「経営改善普及事業」とは、小規模企業の経営や改善発達を図るための事業で、経済産業大臣の定める資格を持つ経営指導員などが、金融・税務・経営・労務などの相談や支援に従事し、様々な事業経営に対する問題解決の為の取り組みを行っております。

この事業は、県の補助金が交付されており、秘密厳守、原則無料にて相談指導にあたっておりますので、安心してご相談ください。

商工業者のくらしと地域社会の幸せづくりのために

*地域総合振興事業

地域の「総合経済団体」また中小企業の「指導団体」として、豊かな地域づくりと商工業の振興のために、様々な地域振興事業に取り組んでいます。

●経営指導

商工会では、経営・創業に関する不安や問題等を解決するために、ご相談を承ります。

<講習会等の開催>各種講習会・講演会を開催します。

●金融指導

小規模企業者へ事業資金を推薦により、無担保・無保証・低利の融資制度の斡旋をしています。

●税務・経理指導

<帳簿の記帳代行> 所定の様式に取引毎に記入のうえ、1ヶ月毎資料をお預かりし記帳処理し分析した経営データを毎月お届け致します。

*インターネットによる記帳指導を行っております。

<税務無料相談会>申告時に税理士に相談できます。

●専門指導

<専門家派遣事業>

専門家を派遣し、より専門性を要する経営支援に対応いたします。

●労務指導

労働保険(労災保険・雇用保険)事務手続き及び関係機関への提出を代行いたします。

社会保険の事務手続き及び関係機関への各種手続き等を指導いたします。

●各種共済制度

事業主・従業員の皆様のために、各種共済・年金・保険制度について加入、事務手続きについてご相談を承っております。

●情報発信

ホームページ・LINE等による商工会の事業等・各種情報を提供いたします。



桑折町商工会

〒969-1614 福島県伊達郡桑折町字本町17-5

TEL:024-582-2474 FAX:024-582-2531

URL <https://www.koori-shoukoukai.com>

E-mail kuwashou@aj.wakwak.com

編集後記

「桑折町 暮らしの便利帳」は、桑折町にお住まいの皆さんへ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として桑折町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「桑折町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、桑折町の全世帯へ無償配布することができます。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「桑折町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和7年8月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

桑折町暮らしの便利帳

令和7年10月発行

発行

桑折町／株式会社サイネックス

桑折町HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 福島支店
〒963-8032 福島県郡山市字下亀田31-5
TEL.024-923-0198

※掲載している広告は、令和7年9月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



献上桃の郷。

桑折町

こおりまち

Koori Town